

2020 年度
兵庫教区「御同朋の社会をめざす運動」
(実践運動) 計画書



「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) 兵庫教区委員会



兵庫教区教務所
ホームページ



兵庫教区教務所
facebook

浄土真宗の教章(私の歩む道)

宗名

浄土真宗

宗祖

親鸞聖人

(開山)

ご誕生 一一七三年五月二十一日

(承安三年四月一日)

ご往生 一二六三年一月十六日

(弘長二年十一月二十八日)

宗派

浄土真宗本願寺派

本山

龍谷山 本願寺 (西本願寺)

本尊

阿弥陀如来(南無阿弥陀仏)

聖典

・釈迦如来が説かれた「浄土三部経」

『仏説無量寿経』『仏説観無量寿経』

『仏説阿弥陀経』

・宗祖 親鸞聖人が著述された主な聖教

『正信念仏偈』(『教行信証』行巻末の偈文)

『浄土和讃』『高僧和讃』『正像末和讃』

・中興の祖 蓮如上人のお手紙

『御文章』

教義

阿弥陀如来の本願力によって信心をめぐまれ、念仏を申す人生を歩み、この世の縁が尽きるとき浄土に生まれて仏となり、迷いの世に還って人々を教化する。

生活

親鸞聖人の教えにみちびかれて、阿弥陀如来のみ心を聞き、念仏を称えつつ、つねにわが身をふりかえり、慚愧と歡喜のうちに、現世祈禱などにたよることなく、御恩報謝の生活を送る。

宗門

この宗門は、親鸞聖人の教えを仰ぎ、念仏を申す人々の集う同朋教団であり、人々に阿弥陀如来の智慧と慈悲を伝える教団である。それによって、自他ともに心豊かに生きることのできる社会の実現に貢献する。

2020 年度

兵庫教区「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) 計画書

1、浄土真宗の教章（私の歩む道）	2
2、ご親教「念仏者の生き方」	5
3、「私たちのちかい」についての親教	7
4、親鸞聖人御誕生 850 年・立教開宗 800 年についての消息	8
5、宗派「御同朋の社会をめざす運動」総合基本計画	9
6、「子どもたちの笑顔のために募金」推進要項	13
7、兵庫教区「御同朋の社会をめざす運動」総合基本計画	15
8、兵庫教区「御同朋の社会をめざす運動」重点プロジェクト	18
9、2019 年度の事業報告	
・「御同朋の社会をめざす運動」事業報告	20
・実践目標に関する活動の調査	29
・「御同朋の社会をめざす運動」推進各組研修会等実施一覧表	32
・連研開催助成金申請状況	33
・子ども若者ご縁づくり推進委員会活動報告	34
・各組キッズサンガ開催状況	35
・教化組織等登録現況	36
10、2020 年度の事業計画	
・「御同朋の社会をめざす運動」事業計画	37
11、兵庫教区「御同朋の社会をめざす運動」推進委員会組織図	41
12、各種研修会開催要項・助成金申請書	
・助成金対象研修等一覧表	42
・重点プロジェクト推進関係	43
・「御同朋の社会をめざす運動」研修会（僧侶・寺族部門）開催関係	46

・「御同朋の社会をめざす運動」研修会（一般部門）開催関係	56
・「御同朋の社会をめざす運動」推進協議会開催関係	61
・連研開催関係（教区・宗派）	64
・子ども若者ご縁づくり（キッズサンガ）開催関係	69
・門徒総代会関係（総代会研修会）	70
・布教団関係（組布教大会・組青年布教使布教大会）	71

13、関係法規

・「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）の実践に関する宗則	75
・「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）の実践に関する宗則施行条例	80
・「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）兵庫教区委員会設置規則	83
・兵庫教区子ども若者ご縁づくり推進委員会設規約	85

ご親教 「念仏者の生き方」

仏教は今から約2500年前、釈尊^{しゃくそん}がさとりを開いて仏陀^{ぶつだ}となられたことに始まります。わが国では、仏教はもともと仏法^{ぶつぽう}と呼ばれていました。ここでいう法とは、この世界と私たち人間のありのままの真実ということであり、これは時間と場所を超えた普遍的な真実です。そして、この真実を見抜き、目覚めた人を仏陀といい、私たちに苦悩を超えて生きていく道を教えてくれるのが仏教です。

仏教では、この世界と私たちのありのままの姿を「諸行無常^{しよぎょうむじょう}」と「縁起^{えんぎ}」という言葉で表します。「諸行無常」とは、この世界のすべての物事は一瞬もとどまることなく移り変わっているということであり、「縁起」とは、その一瞬ごとにすべての物事は、原因や条件が互いに関わりあって存在しているという真実です。したがって、そのような世界のあり方の中には、固定した変化しない私というものとは存在しません。

しかし、私たちはこのありのままの真実に気づかず、自分というものを固定した実体と考え、欲望の赴くままに自分にとって損か得か、好きか嫌いかなど、常に自己中心の心で物事を捉えています。その結果、自分の思い通りにならないことで悩み苦しんだり、争いを起こしたりして、苦悩の人生から一歩たりとも自由になれないのです。このように真実に背いた^{そむ}自己中心性を仏教では無明煩惱^{むみょうぼんのう}といい、この煩惱が私たちを迷いの世界に繋ぎ止める原因となるのです。なかでも代表的な煩惱は、むさぼり・いかり・おろかさの三つで、これを三毒^{さんどく}の煩惱といいます。

親鸞聖人^{しんらんしょうにん}も煩惱を克服し、さとりを得るために比叡山^{ひえいざん}で20年にわたりご修行に励まれました。しかし、どれほど修行に励もうとも、自らの力では断ち切れない煩惱の深さを自覚され、ついに比叡山^{お ほうねん}を下り、法然聖人^{あ み だ に よ ら い}のお導きによって阿弥陀如来の救いのはたらきに出遇われました。阿弥陀如来とは、悩み苦しむすべてのものをそのまま救い、さとりの世界へ導こうと願われ、その願い通りにはたらき続けてくださっている仏さまです。この願いを、本願^{ほんがん}といいます。我執^{がしゅう}、我欲^{がよく}の世界に迷い込み、そこから抜け出せない私を、そのままの姿で救うとはたらき続けていてくださる阿弥陀如来のご本願ほど、有り難いお慈悲はありません。しかし、今ここでの救いの中にありながらも、そのお慈悲ひとすじにお任せできない、よろこべない私の愚かさ、煩惱の深さに悲嘆^{ひたん}せざるをえません。

私たちは阿弥陀如来のご本願を聞かせていただくことで、自分本位にしか生きられない無明の存在であることに気づかされ、できる限り身を慎み^{つつし}、言葉を慎んで、少しずつでも煩惱を克服する生き方へとつくり変えられていくのです。それは例えば、自分自身のあり方としては、欲を少なくして足ることを知る「少欲知足^{しょうよくちそく}」であり、他者に対しては、穏やかな顔と

優しい言葉で接する「和顔愛語」^{わげんあいご}という生き方です。たとえ、それらが仏さまの真似事^{まねごと}といわれようとも、ありのままの真実に教え導かれて、そのように志して生きる人間に育てられるのです。このことを親鸞聖人は門弟に宛てたお手紙で、「（あなた方は）今、すべての人びとを救おうという阿弥陀如来のご本願のお心をお聞きし、愚かなる無明の酔いも次第にさめ、むさぼり・いかり・おろかさという三つの毒も少しずつ好まぬようになり、阿弥陀仏の薬をつねに好む身となっておられるのです」とお示しになられています。たいへん重いご教示です。

今日、世界にはテロや武力紛争、経済格差、地球温暖化、核物質の拡散、差別を含む人権の抑圧など、世界規模での人類の生存に関わる困難な問題が山積していますが、これらの原因の根本は、ありのままの真実に背いて生きる私たちの無明煩惱にあります。もちろん、私たちはこの命を終える瞬間まで、我欲^{とら}に執^{とら}われた煩惱具足の愚かな存在であり、仏さまのような執われのない完全に清らかな行いはいできません。しかし、それでも仏法を依りどころとして生きていくことで、私たちは他者の喜びを自らの喜びとし、他者の苦しみを自らの苦しみとするなど、少しでも仏さまのお心にかなう生き方を目指し、精一杯^{せいいつぱい}努力させていただく人間になるのです。

国の内外、あらゆる人びとに阿弥陀如来の智慧^{ちえ}と慈悲^{じひ}を正しく、わかりやすく伝え、そのお心にかなうよう私たち一人ひとりが行動することにより、自他ともに心豊かに生きていくことのできる社会の実現に努めたいと思います。世界の幸せのため、実践運動の推進を通し、ともに確かな歩みを進めてまいりましょう。

2016（平成28）年10月1日

浄土真宗本願寺派門主 大谷光淳

「私たちのちかい」についての親教

私は伝灯奉告法要の初日に「念仏者の生き方」と題して、大智大悲からなる阿弥陀如来のお心をいただいた私たちが、この現実社会でどのように生きていくのかということについて、詳しく述べさせていただきました。このたび「念仏者の生き方」を皆様により親しみ、理解していただきたいという思いから、その肝要を「私たちのちかい」として次の四カ条にまとめました。

私たちのちかい

一、自分の殻じぶん から とに閉じこもることなく
穏やかな顔おだ かお やさと優しい言葉ことば たいせつを大切にします
微笑み語りかける 仏ほほえみ かた ほとけさまのように

一、むさぼり、いかり、おろかさながに流されず
しなやかな心こころ ふる まい こころと振る舞いを心こころがけます
心こころやす安らかな 仏ほとけさまのように

一、自分だけを大事じぶん だいじにすることなく
人と喜びひと よろこ かな わ あや悲しみを分かち合います
慈悲じ ひ み ほとけに満ちみちた 仏ほとけさまのように

一、生かされていることい きに気づき
日々ひ びに精一杯せい いっぱいつとめます
人ひとびとの救いすくに尽くす 仏つ ほとけさまのように

この「私たちのちかい」は、特に若い人の宗教離れが盛んに言われております今日、中学生や高校生、大学生をはじめとして、これまで仏教や浄土真宗のみ教えにあまり親しみのなかった方々にも、さまざまな機会でご唱和していただきたいと思っております。そして、先人の方々が大切に受け継いでこられた浄土真宗のみ教えを、これからも広く伝えていくことが後に続く私たちの使命であることを心に刻み、お念仏申す道を歩んでまいりましょう。

2018（平成30）年11月23日

浄土真宗本願寺派門主 大谷 光 淳

親鸞聖人御誕生 850年 についての消息
立教開宗 800年

来る2023年には、宗祖親鸞聖人のご誕生850年、また、その翌年には立教開宗800年にあたる記念すべき年をお迎えするにあたり、2023年に慶讃法要をお勤めいたします。

親鸞聖人は承安3年・1173年にご誕生となり、御年9歳で出家得度され、比叡山で修行を重ねられましたが、29歳の折、山を下りて法然聖人の御弟子となられ、阿弥陀如来の本願念仏の世界に入られました。その後、専修念仏停止によって越後にご流罪になられ、赦免の後には関東に赴かれて他力念仏のみ教えを人々に伝えられるとともに、『教行信証』の執筆にとりかかられました。他力念仏のみ教えがまとめられた本書は、浄土真宗の根本聖典という意味でご本典と呼ばれています。そして、そのご本典の記述によって、その成立を親鸞聖人52歳の時、すなわち元仁元年・1224年とみて、この年を立教開宗の年と定めています。

仏教は今から約2500年前、釈尊が縁起や諸行無常・諸法無我というこの世界のありのままの真実をさとられたことに始まります。翻って私たちは、この執われのないおさ^{ひと}とりの真実に気づくことができず、常に自分中心の心で物事を見て、悩み、悲しみ、あるいは他人と争ったりしています。釈尊は、このような私たちをそのままに救い、おさ^{ひと}とりの真実へ導こうと願われたのが阿弥陀如来であることを教えてくださいました。そして、親鸞聖人は、この阿弥陀如来の願いが、南無阿弥陀仏のお念仏となってはたらき続けてくださっていることを明らかにされたのです。

ありのままの真実に基づく阿弥陀如来のお慈悲でありますから、いのちあるものすべてに平等にそそがれ、自己中心的な考え方ができない煩惱具足の私たちも決して見捨てられることはありません。その広大なお慈悲を思うとき、親鸞聖人が「恥づべし傷むべし」とおっしゃったように、阿弥陀如来のお心とあまりにもかけ離れた私たちの生活を深く慚愧せざるをえません。しかし、この慚愧の思いは、阿弥陀如来の悲しみを少しでも軽くすることができればという方向に私たちを動かすでしょう。

それは、阿弥陀如来の願いを一人でも多くの人に伝え、他人のお喜^{ひと}び悲しみを自らの喜び悲しみとするような如来のお心にかなう生き方であり、また、世の安穩、仏法弘通を願われた親鸞聖人のお心に沿う生活です。み教えに生かされ、いよいよお念仏を喜び、すべてのいのちあるものが、お互いに心を通い合わせて生きていけるような社会の実現に向け、宗門総合振興計画の取り組みを進めながら、来るべき親鸞聖人ご誕生850年ならびに立教開宗800年の慶讃法要をともにお迎えいたしましょう。

平成31年 1月9日
2019年

龍谷門主 釋 専 如

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)

総合基本計画・重点プロジェクト

1. 総合基本計画

宗門(浄土真宗本願寺派)では、1986(昭和 61)年より「御同朋の社会をめざして」という目標を掲げ、「基幹運動(門信徒会運動・同朋運動)」を進めてまいりました。全員聞法・全員伝道を提唱する門信徒会運動では、教化団体の活性化や門徒推進員の養成などを通して、組・教区活動を活発化させてきました。また、同朋運動は、私と教団のあり方を問い、部落差別をはじめとするあらゆる差別・被差別からの解放をめざすことを通して、人々の苦悩に向き合う活動を充実させてきました。

基幹運動の成果と課題を踏まえ、さらに教えを広く世界に伝えていくこと、また従来の枠組みを超えた多様な活動を、より広く実践していくことをめざし、宗門では、2012(平成 24)年 4 月から、運動名称を「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)とあらため、宗門全体の活動として進めています。

『仏説無量寿経』には、あらゆる世界に生きるすべてのいのちあるものが、阿弥陀さまのはたらきによって分け隔てなく救われていくことが示されています。生きとし生けるものすべてを等しくいつくしむ大慈悲が阿弥陀さまの救いのはたらきであります。そのはたらきを疑いなく聞いていくことが、真実信心であり、生と死の苦しみから解き放たれる道なのです。

宗祖親鸞聖人は、阿弥陀さまの救いを依りどころとして、昏迷した世の中にあつて、ともにお念仏を喜ぶ仲間を「とも同朋」「御同行」と呼び、苦悩を抱える人々とともに生き抜かれました。私たちの先人はそのお心を受け、「御同朋・御同行」として、み教えをまもり広めていこうと努めてこられました。

阿弥陀さまの慈悲に包まれ、智慧に照らされている者どうしであることを自覚しつつ、親鸞聖人のお姿を鑑として、互いに支え合って生き抜いていくことこそが、私たち念仏者のあり方といえます。

宗門では、親鸞聖人 750 回大遠忌法要を迎えるにあたり、最高法規である『宗制』と『宗法』の中に、宗門のあり方を明確にしました。その『宗制』には、「本宗門は、その教えによって、本願名号を聞信し念仏する人々の同朋教団であり、あらゆる人々に阿弥陀如来の智慧と慈悲を伝え、もって自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現に貢献するものである」と記されています。

専如門主は、ご親教『念仏者の生き方』において「仏さまのような執われのない完全に清らかな行いはできません。しかし、それでも仏法を依りどころとして生きていくことで、私たちは他者の喜びを自らの喜びとし、他者の苦しみを自らの苦しみとするなど、少しでも仏さまのお心にかなう生き方を目指し、精一杯努力させていただく人間になるのです」と具体的な生き方についてご教示くださいました。

また、『伝灯奉告法要御満座の消息』において「私たち一人ひとりが真実信心をいただき、お慈悲の有り難さ尊さを人々に正しくわかりやすくお伝えすることが基本です」と念仏者としての基本的なあり方をお示しになり、『念仏者の生き方』でご教示されたことが、親鸞聖人のお心にかなう歩みであると、その大切さをあらためてお諭しになっています。

さらに『念仏者の生き方』の肝要を「私たちのちかい」として4カ条にまとめ、若者をはじめとしたこれまで仏教や浄土真宗にあまり親しみのなかった方々にも、さまざまな機会で唱和してほしいとお勧めくださいました。

現代社会は、人と人との関わりが希薄になり、人々は様々な価値観の違いを認めることができず、互いに対立し時に傷付け合っています。現代の苦悩をともに背負っていくには、変化の速い時代に生きる者として、変わることのないみ教えに基づき、戦争や差別をはじめとする過去の歴史に学びながら、人々の悲しみや現実の苦悩への眼差しを養うことが重要です。私たち念仏者は、立場の違いを認めつつ、誰もが排除されることのない社会をめざしていかなければなりません。

現在、布教伝道の現場では、社会や家族のあり方が急激に変化する中で、真実信心を伝えることが大変難しくなっています。子ども・若者へのご縁づくりや国際的な伝道、法要や葬送儀礼の簡略化をはじめとする変化など様々な困難な課題に直面しています。これらの課題克服に向けて、ご法義が伝えられていくよう一人ひとりの創意工夫が求められています。

また一方、現代社会には続発する災害への対応、エネルギーや環境の問題、経済格差による貧困問題、自死、過疎・少子高齢化、さらにはテロや武力紛争をはじめ非戦平和への課題、差別を含む人権の抑圧などの問題があります。現代社会の諸問題を自らの課題・苦しみとし、念仏者として真摯に取り組んでいくことが大切であります。そのことが、『念仏者の生き方』のお心を体して生きていくことにもなるのです。

こうした山積する課題に仏法を依りどころとして立ち向かっていく具体的な実践によってこそ、『宗制』に定められた「阿弥陀如来の智慧と慈悲を伝え、もって自他共に心豊かに生きることのできる社会」が実現されていくのです。

専如門主は『念仏者の生き方』で、「国の内外、あらゆる人びとに阿弥陀如来の智慧と慈悲を正しく、わかりやすく伝え、そのお心になうよう私たち一人ひとりが行動することにより、自他ともに心豊かに生きていくことのできる社会の実現に努めたいと思います。世界の幸せのため、実践運動の推進を通し、ともに確かな歩みを進めてまいりましょう」とお示しになっています。2023(令和5)年には親鸞聖人御誕生850年・立教開宗800年慶讃法要をお迎えいたします。このご勝縁を機縁として、私たちは宗門の英知^{えいち}を結集しながら御同朋の社会をめざす運動(実践運動)を更に推進いたします。

2. スローガン

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)の主旨^{しゅし}を簡潔^{かんけつ}に表したスローガンを掲げます。

【 結ぶ^{むす}絆^{きずな}から、広がる^{ひろ}ご縁^{えん}へ 】

3. 重点プロジェクト

(1) 重点プロジェクトとは

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)は、『宗制』に掲げる「自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現に貢献する」という基本理念を体して、宗門を構成するすべての人が参画し実践する運動です。その推進の中、重点プロジェクトは、実践運動総合基本計画に基づき、社会への具体的な貢献をめざし、実践目標を定め、年限を区切って取り組むものです。

今期は前期を踏襲^{とうしゅう}し、ご親教『念仏者の生き方』のお心を体した宗門全体の実践目標を定め、一体感を持って取り組むこととします。

宗門のあらゆる人々が課題を共有し、各現場が実践目標の達成をめざし、重点プロジェクトが充実したものとなるよう展開していきましょう。

なお、現場において早急に取り組むべき課題は地域差もあり様々です。そのため、引き続き各教区・各組^{あわ}において独自に定めた実践目標を設定していただき、宗門全体の課題と併せて取り組んでいただくことも可能です。

(2) 宗門重点プロジェクトの実践目標

＜貧困^{ひんこん}の克服^{こくふく}に向けて～Dāna for World Peace～＞

－子どもたち^こを育^{はぐく}むために－

専如門主は、『念仏者の生き方』の中で、世界規模での人類の生存に関わる困難な問題の一つとして、「経済格差」を指摘されています。世界的な経済格差は富の偏在^{へんざい}により深刻な貧困問題を引き起こし、実に多くの人々が貧困の状況におかれ悲しみ苦しんでおり、特に弱い立場である子ども

もや高齢者がその影響を強く受けています。さらに、この経済格差がもたらす貧困の問題は、紛争やテロを引き起こす大きな要素ともなっており、あらゆる人々が共に心安らぐことのできる平和な世界を実現するためにも、積極的に克服すべき課題です。

宗門では戦後 70 年を機縁^{きえん}として、3 年間にわたりあらためて平和への学びを深めて、議論^{ぎろん}をしてきました。それをふまえ、具体的な四つの平和貢献策^{こうけんさく}を提案し、公聴会^{こうちょうかい}等で様々な意見をいただきました。そして、その提案の一つである「経済格差・貧困の克服へ」は、平和実現のため特に国内外での貧困に取り組むよう提案されたものであり、今後注力^{ちゅうりょく}すべき課題であると総合的に判断しました。

さらに、国際連合で SDGs^{エスディージーズ}（持続可能な開発目標）が採択され、「誰一人取り残さない」の理念のもと、貧困問題に取り組んでいます。国内外の様々な組織が連携しつつ、その課題克服へ取り組む中で、宗教者に向けられた期待は高まっています。

これらの現状をふまえ、宗門では、より多くの人や寺院が参画できる取り組みとして、＜貧困^{ひんこん}の克服^{こくふく}に向けて～Dāna^{ダーナ} for World Peace^{フォー ワールド ピース}～＞^こ子どもたちを育^{はぐく}むために一を重点プロジェクトの実践目標として定め、世界を視野に入れ長期的展望に立ち、お釈迦^{しやか}さま以来、仏教が大切にしてきた「布施」の精神をもとに、できることから実践します。

(3) 推進期間

2020(令和 2)年度から 2023(令和 5)年度までの 4 年間

◇現在 3 期 10 年間にわたり取り組みを進めている宗門総合振興計画^{しゅうもんそうごうしんこうけいかく}においても、同様の基本理念を掲げ、三つの基本方針（Ⅰ. 仏教の精神に基づく社会への貢献、Ⅱ. 自他共に心豊かに生きる生活の実践、Ⅲ. 宗門の基盤^{きばん}づくり）に基づく重点項目、及び具体的な取り組みとしての推進事項を設定しています。これまでご縁のなかった人にも伝わる言葉、10 年、20 年後の日本社会で求められる人の育成、宗教的感動を共有できる法要^{そうそうぎれい}や葬送儀礼の確立に向けた慎重かつ丁寧な検討、少子高齢化や過疎が進行している地域に所在する寺院への対応、首都圏における伝道推進といった宗門が抱える諸課題にとどまらず、社会情勢の課題にも対応する取り組みを推進しています。

◇宗派 HP から「総合基本計画・重点プロジェクト」・「宗門総合振興計画」・「実践事例」・「基幹運動総括書」等のダウンロードができますので、ぜひご参照ください。

以上

「子どもたちの笑顔のために募金」推進要項

第 313 回定期宗会における 2018（平成 30）年度 宗務の基本方針及び予算案の議決をふまえ、「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）重点プロジェクトにおける宗門全体の実践目標を＜貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞一子どもたちを育むために一と定めました。これを推進するにあたり、世界を視野に入れ長期的展望に立ち、「子どもたちの笑顔のために募金」を行い、国内の寺院のみならず海外開教区など、より多くの人々が参画できる取り組みとして強く呼びかけます。幅広い年齢層の人々が共同して取り組める募金として、お釈迦様以来、仏教が大切にしてきた布施の精神に基づき、以下、できることから始めます

1. 募金箱の作成

実践目標を推進するため、募金箱を作成し全ヶ寺に無償交付いたします。また、個人向けの小型募金箱を調製し、寺院等からの要望により無償交付いたします。

2. 募金箱の使用方途と管理

寺院での法要・行事等においての設置や街頭募金などによる方途をもって活用いただくとともに、管理責任者（住職または坊守 等）を明確にして厳正に管理していただきます。

3. 口座の開設

郵便貯金口座を開設し、宗門内外に協力を呼びかけます。

口座名 「子どもたちの笑顔のために募金」

4. 募金の受け入れ方法

郵便貯金口座への払い込み、ならびに宗務所への直接持参（土日休業日を除く）や現金書留による受け入れ

本山御正忌報恩講参拝にあわせてご持参いただくなど様々な方法による受け入れ

5. 募金管理委員会の設置と監査・事業報告など

「子どもたちの笑顔のために募金」管理委員会（委員構成：総務・副総務・宗会議員・実践運動中央委員・有識者）を設置し、活動を適切かつ円滑に進めます。この管理委員会で支援先の決定ならびに配分等について協議します。また、収納や支援金の交付については、透明性を徹底するために委員会に監査制度を設け、監事による会計業務監査を行います。さらに、定期的に『宗報』やホームページ等で取り組み状況をはじめ募金の使途等の報告を行います。

6. 募金の周知

ポスター、チラシ、『宗報』、『本願寺新報』、ホームページなどによる周知を行います。

7. 支援先候補

寄せられた募金については全額支援に活用いたします。人件費などの運営経費や支援に係る経費は宗派が全額負担いたします。

①内戦や紛争によって難民となり苦しんでいる子どもたちへの支援

国際連合やユニセフをはじめとする国際公的機関、全日本仏教会などの平和支援団体を通しての間接支援ならびに直接支援

②国際的な直接支援（次代を担う子どもたちへの教育支援など）

宗門が母体となって設立された NPO 法人 JIPPO や海外開教区・開教地との連携による支援など

③日本国内で貧困に苦しむ子どもたちへの支援

④子ども食堂などの様々な貧困克服に向けた活動をしている団体や寺院への支援

以上のような支援先について「子どもたちの笑顔のために募金」管理委員会において対象の絞り込みを含め協議し、支援先を決定します。

8. 仏教婦人会連盟との協調と役割分担について

①仏教婦人会連盟ダーナ募金

- ・ 仏教婦人会のダーナ募金は、布施（ダーナ）の実践を目的とする仏教婦人会行事や街頭での募金活動であり、教化団体である約 6 千の仏婦単位会の活動である。
- ・ 東日本大震災をはじめとする各地での災害見舞・支援や社会福祉施設支援など幅広い支援を行っている。
- ・ 2018（平成 30）年度仏教婦人会総連盟総会（2018. 4. 13）において「活動方針・事業計画」の重点目標（4）「御同朋の社会をめざす運動（実践運動）に積極的に取り組む」にともないダーナ委員会の活動項目に「貧困問題の克服に取り組む」が新たに取り入れられた。今後は、毎年度、ダーナ募金から一定額を宗派の「子どもたちの笑顔のために」募金に協力していただく予定である。

②子どもたちの笑顔のために募金

- ・ この度、新たに始める子どもたちの笑顔のために募金は、寺院での法要・行事や街頭などにおける募金活動で全国 1 万ヶ寺の活動であり、宗門を構成するすべての人々の活動である。
- ・ 貧困問題克服に特化した募金活動であり、特に社会において弱い立場にある子どもたちを対象に、できることから国内外での支援を行う。

以 上

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)兵庫教区総合基本計画

兵庫教区では、宗門の「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)総合基本計画をもとに以下の計画を推進していきます。

1. スローガン

「結ぶ絆から、広がるご縁へ」

2. 重点プロジェクト

重点プロジェクトの実践目標

①宗門重点プロジェクトの実践目標

＜貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞ 一子どもたちを育むために一

3. 推進期間

2020（令和2）年度から2023（令和5）年度までの4年間

なお、現場において早急に取り組むべき課題は地域差もあり様々です。そのため、従来通り各組において独自に定めた実践目標を設定していただき、宗門全体の課題と併せて取り組んでいただくことも可能です。

4. 教区の取り組み

◆御同朋の社会の実現をめざして

「兵庫教区 同朋講座における差別発言事件」並びに「兵庫教区内より発信された連続差別投書事件」からの学びとして、私たちの宗門の差別意識や体質が、いまだ抜きがたく存在している現状に対して、差別・被差別からの解放をめざし、兵庫教区内のすべての僧侶・門信徒自らが「御同朋の社会を実現」するための主体者として取り組んでいかねばなりません。

組同朋講座の開催については、これまで通り各組において開催をいただくよう教区より奨励していきます。兵庫教区内で惹起した2つの差別事件だけでなく、宗門内で、あらたな差別事件が惹起していく中で、未だ克服すべき課題が山積しています。

また、国が部落差別の存在を認め、差別解消を推進しなければならないと明記された「部落差別解消推進法」が施行され限られた期限内での取り組みではなく、継続的な取り組みが必要とされています。

◆非戦平和・環境（原発事故等）、自死問題、ハンセン病問題など、さまざまないのちに関する課題への取り組みについて

専如門主のご親教『念仏者の生き方』において「今日、世界にはテロや武力紛争、経済格差、地球温暖化、核物質の拡散、差別を含む人権の抑圧など、世界規模での人類の生存に関わる困難な問題が山積していますが、これらの原因の根本は、ありのままの真実に背いて生きる私たちの無明煩悩にあります」とお示しくださっています。

兵庫教区では、過去の歴史に学びながら、現代社会に生きていく念仏者として、非戦平和・環境（原発事故等）問題、自死問題、ハンセン病問題など、さまざまないのちに関する課題に人びとの苦悩に寄り添いながら取り組んでいきます。

非戦平和推進検討委員会で作成した啓発資料等を活用するとともに、映画上映会、研修会を開催し、戦争をひきおこす、すべての行為を見逃さない取り組みを進め、平和を希求する念仏者の生き方とは何かを問う取り組みを進めます。

ハンセン病問題では、兵庫教区内にある２つの療養所、長島愛生園・邑久光明園の入所者の平均年齢が２０１９年で８６歳となり、行政や療養所でも対応が迫られているところですが、宗教者が果たすべき課題や役割も多く、療養所や入所者と緊密な関係を保ちながら具体的な対応や啓発活動を進めていく必要があります。

こうした課題に具体的な実践によって取り組んでいくことで「自他ともに心豊かに生きることのできる社会」をめざします。

◆防災システムを構築し災害時対応に取り組む

兵庫教区では、2019年度まで重点プロジェクトとして情報共有システムを利用し、教区内全組が状況を把握し、互いに災害支援が行える組織をめざし取り組んでまいりました。

今後は、経常運動として防災担当者が各組の団体ボランティア登録の代表者となってボランティア活動に対する情報共有し災害時に迅速な対応ができるよう防災担当者の防災システム研修会を定期的実施するとともに、組の防災システムを含む災害対策研修会を奨励していきます。

◆過疎化や核家族化による社会構造の変化による伝道教化の状況について

過疎化や核家族・社会構造の変化によって伝道教化が困難な状況にあり、どのような取り組みが必要とされているのか注視していく必要があります。単身高齢者や老夫婦世帯などが増加し日本の全世帯の約半数が高齢者世帯となっています。このことは、伝道教化が困難な状況であるだけでなく、永年ご門徒として聴聞されてこられた方が、み教えやお寺との関係の伝承ができていないために、葬儀やお墓など浄土真宗ではない形になるケースもあるようです。

過疎地域における宗教などの伝承は、その地域、村全体で高齢者を中心に継承されてきましたが、情報化社会といわれながらも、核家族化社会になり、親から子へ子から孫へという生活・宗教・知恵などの伝承がなされなくなった現代社会において、これまでの寺院活動では青少年にアプローチできない側面があります。

また過密地域では、お寺との関わりをもっていない、若しくは、お寺から月参り等はするものの門信徒同士のつながりが無い状況になっているように窺えます。

その結果、組・寺院では、教化組織・団体を構成する方々が高齢化し次世代へつないでいくためには、これまでの方法だけでは難しいというのが現状です。過疎・過密地域共に教化伝道活動が困難な状況であるためどのような取り組みが必要とされているのか注視していく必要があります。

親鸞聖人御誕生 850 年・立教開宗 800 年慶讃法要に向けて、私たちが今できる取り組みを各々が精一杯努める事で、すべての世代にみ教えを伝えていく営みを初めていかなければなりません。そのために必要な具体的に実践できる活動に速やかに取り組んでいきます。

以 上

①兵庫教区 重点プロジェクト

スローガン		結ぶ絆から、広がるご縁へ
	実践目標	宗門重点プロジェクトの実践目標（宗派・教区・組共通目標） ＜貧困の克服に向けて～Dana for World Peace～＞ ー子どもたちを育むためにー
	期 間	2020 年度～2023 年度
	達成目標	社会変化に伴い核家族化が進み、弱者である子どもも、個・孤人化社会となり、その居場所が少なくなっている。 そんな子ども達の居場所をお寺が提供する。
	推進計画	2020 年度 ○スローガン「おいで、おいで、お寺においで！」 ○お寺で取り組む「子どもの居場所（スペース）」づくり 本堂、庫裡、会館等の部屋の提供（寺院施設の開放） ○子どもたちが一定時間過ごせる空間の提案と内容検討 ○居場所案内のポスター・チラシの作成 ○各組織の協力と実働
		2021 年度 ○スローガン「おいで、おいで、お寺においで！」 ○お寺で取り組む「子どもの居場所（スペース）」づくり 本堂、庫裡、会館等の部屋の提供（寺院施設の開放） ○子どもたちが一定時間過ごせる空間の提案と模索 ○各組織の協力と実働
		2022 年度 ○スローガン「おいで、おいで、お寺においで！」 ○2年間の活動を見直し、さらに必要な対応を進める。 ○お寺で取り組む「子どもと一緒に過ごせる居場所（スペース）」づくり 本堂、庫裡、会館等の部屋の提供（寺院施設の開放） ○各組織の協力と実働
		2023 年度 ○スローガン「おいで、おいで、お寺においで！」 ○お寺で取り組む「子どもと一緒に過ごせる居場所（スペース）」づくり 本堂、庫裡、会館等の部屋の提供（寺院施設の開放） ○各組織の協力と実働

②兵庫教区 重点プロジェクト

スローガン		結ぶ絆から、広がるご縁へ
	実践目標	【兵庫教区】 コロナ禍で始める工夫した教化・伝道方法の構築
	期 間	2020 年度～2021 年度
	達成目標	新型コロナウイルス感染症の終息が見えてこない現状の中で、教化・伝道が途切れることなく継続できるよう、コロナ禍での法要・法座・研修会などのあり方を検討し構築する。
	推進計画	2020年度 1. 法要・研修会等開催にかかるガイドラインを作成し実施する 〔収容人数・配席方法・オンライン配信・運営時の 主催者・参加者・ご講師等の遵守事項・注意点等〕 2. オンライン会議・研修会の開催方法を提示し奨励する
		2021年度 1. ガイドラインに基づく新たな形式の法要・研修会等の継続開催する 〔収容人数・配席方法・オンライン配信・運営時の 主催者・参加者・ご講師等の遵守事項・注意点等〕 2. オンライン会議・研修会の開催方法を広め、その研修を継続的に実施する

2019 年度

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) 事業報告

1. 重点プロジェクトの推進 重点目標

◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・常任委員会

(1)宗門重点プロジェクトの実践目標

＜貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞ 一子どもたちを育むために－

① 貧困問題の学びを深めるため学習会の開催

組等の協議会の開催 20 組開催

② 貧困問題に取り組む宗教者としてあり方の検討

※29 参照

・教区内・組・寺院等で活動されている取り組みの調査

・貧困問題にかかわる宗教者としての取り組み方の検討

・教区災害備蓄品の有効活用について連携をはかる

【成果と課題】

成果：教区で企画した組重点プロジェクト推進のための協議会を2年間で20組開催いただき貧困問題についての理解を深めていただいた。

課題：組重点プロジェクト推進のための協議会の未開催組があるため継続事業とするとともに、来年度から組重点プロジェクトリーダーと連携した取り組みを検討する必要がある。

◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・常任委員会

(2)兵庫教区重点プロジェクトの実践目標

災害対応：防災システム構築と充実

① 防災システム（セコム安否確認メールサービス）全寺院に登録

全組登録 登録寺院 502/764

② 地震以外の災害においても防災システムの活用を検討

・組災害対策研修会の開催奨励

③ 防災意識を高める防災システムを利用した取り組み

④ 別院に備える災害対策備蓄品の購入

アルファ米（五目ご飯・田舎ご飯）50食分×17箱

【成果と課題】

成果：登録作業について全組が終了した。組内でシステム利用が困難な寺院に対しては

組内で代理報告する者を検討いただくことでより情報が集まるように進んでいる。

課題：登録作業を終了させることを優先したこと、また定期的に行うための防災担当者への研修会を検討する時間が必要であったため下記事項は次年度に実施が延期された。

- ・ 防災担当者の防災システム取扱い研修会を実施
- ・ 教区ボランティアネットワーク構築のための研修会を実施

2. 「御同朋の社会をめざす運動」の成果の点検・総括

◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・常任委員会

- (1)組「御同朋の社会をめざす運動」推進協議会との連携と推進状況の調査
 - (2)「組重点プロジェクト実施の奨励と取り組み内容の情報交換
 - (3)御同朋の社会をめざす運動」人権啓発推進研修会
- ①組同朋講座【僧侶・寺族部門対象】【一般部門対象】の全組での開催

※32 頁参照

【成果と課題】

成果：組重点プロジェクト報告書・組同朋講座【僧侶・寺族部門対象】の開催報告の申請が増加しました。重点プロジェクト推進のための協議会の開催による報告や、組同朋講座では、「み教えと差別の現実」参考資料が宗派より作成配布されたことにより増加傾向にある。

課題：組において開催されているにもかかわらず開催報告書が提出されない組が多くみられる。助成金が交付される事業であるので活用していただくよう奨励する。

3. 「御同朋の社会の実現」のための取り組み

◇【専門委員会】研修講師団運営委員会

委員会開催日：4月25日（木）

- (1)「御同朋の社会をめざす運動」推進組研修会への出講
- (2)「御同朋の社会をめざす運動」公開研修会の開催
- (3)教区研修講師団研修協議会の開催（随時開催）

<第1回>

6月3日（月）会場 本願寺神戸別院 3階会議室

講 題 「み教えと差別の現実」 講師 小笠原正仁 師

(一般財団法人同和教育振興会評議員・大阪芸術大学講師)

参加人数 20 名 (研修講師)

<第 2 回> (布教団「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) 研修会併修)

7 月 10 日 (水) 会場 本願寺神戸別院 3 階本堂・会議室

講 題 「み教えと差別の現実」 講師 小笠原正仁 師

(一般財団法人同和教育振興会評議員・大阪芸術大学講師)

参加人数 52 名 (布教団員 25 名・研修講師 20 名・その他 7 名)

(4)近畿同朋運動推進協議会との連携 ※会員研修会担当：兵庫教区

総会・会員研修会 6 月 29 日 (金) 会場 本願寺伝道本部 参加人数 14 名

寺院女性研修会 10 月 31 日 (木) 会場 顕道会館・国際センター 参加人数 12 名

会員研修会 2 月 12 日 (水) 会場 本願寺神戸別院 参加人数 16 名

(5)差別解放運動団体との連携

部落解放同盟兵庫県連合会 新春荊冠旗びらき 1 月 5 日 (日) 会場 ラッセホール

部落解放研究集会第 40 回兵庫県集会 11 月 16 日 (土) 会場 神戸市勤労会館

(6)社会のあらゆる差別解消のための取り組み

①「部落差別解消推進法」等の啓発活動の展開

【成果と課題】

成果：「み教えと差別の現実」について、教区研修講師と布教団員の方々に周知することができた。

課題：「み教えと差別の現実」の研修内容が、過去の宗門の差別事象まで含んでいる内容であるため、情報量が多く、実際の組での組同朋講座において時間が足りないように思われる。

◇【専門委員会】同朋啓発研修委員会

(1)研修資料・教材の作成検討

【成果と課題】

課題：教材並びに資料の作成を行わなかったため開催しなかった。

4. 平和・ヤスクニ・ハンセン病問題・環境問題への取り組み

◇【専門委員会】非戦・平和推進検討委員会

委員会開催日：5月30日(木)・10月7日(月)・12月9日(月)

(1)非戦・平和への取り組みの検討

①非戦・平和推進のための研修会の開催

②千鳥ヶ淵全戦没者追悼法要参拝・・・9月18日(水)

③非戦・平和推進の啓発活動の充実

＜映画上映会＞

9月5日(木) 会場 1階研修ホール

タイトル 「明日へー戦争は罪悪である」

参加人数 141名

【成果と課題】

成果：非戦平和推進のため映画上映会を開催したところ関心も高く参加者も多かった。

教化団体等の研修会等にて配布していただくリーフレットを作成した。

課題：教区僧侶・門信徒への啓発活動や全体で取り組める運動が必要ではないか。

◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・常任委員会

(2)ハンセン病問題の啓発活動

①リーフレットを活用したハンセン病問題の啓発活動

②長島愛生園・邑久光明園入所者交流会の開催

長島愛生園（法要後に茶話会を開催）

降誕会：5月21日(火)・報恩講：11月18日(月)

③長島愛生園・邑久光明園の宗教関係行事等の今後の展望の検討

話し合い：10月29日(火)

【成果と課題】

成果：入所者や施設の方と話し合いをして年回法要の案内等のやり方、法要の準備・片付け・納骨所の管理など今度のことについて聞き取りすることができた。

課題：聞き取りした内容をどのように取り組み対応していくか状況を注視しながら慎重に検討していく必要がある。

(3)社会問題への取り組み

- ① ビハーラ活動の推進・・・ビハーラ兵庫にて事業推進
- ② 矯正教化活動への取り組み・・・矯正教化連盟兵庫教区支部にて事業推進
- ③高齢社会に対しての宗教者としての取り組みの検討

【成果と課題】

成果：ビハーラでは、看取りを中心に研修した。また、長島愛生園の法要の準備のため
清掃奉仕に取り組んだ。矯正教化では、傾聴についての学びをおこなった。

5. 人材育成の取り組み

◇【専門委員会】連研委員会

(1)連研（門徒推進員養成連続研修会）の推進

- ① 組連研開催の充実・推進・広報

全組での開催をめざして未開催、休止組への対応

※33 頁参照

- ②連研修了者大会の開催 6月29日（土）参加人数 194 名

- ③連研のための研究会の開催 1月22日（水）参加人数 44 名

- ④『新研修読本』を活用した研修会の開催

総代会ブロック別研修会（7ブロック）にて使用

【成果と課題】

成果：連研修了者大会では、1 期からの全修了者を対象にし、組長・組連研担当者・門徒推進員にも参加してもらう事で、教区内連研関係者全体での一体感を持った取り組みとなった。また、中央教修受講へ繋げるための内容を複合的に組み込んだ大会とし、大会参加をうけて中央教修へ進まれた方もおられた。

新研修読本については、今年度は 648 冊の頒布を行った。

課題：様々な事情で連研開催が困難な組に対して、連研開催を支援していくことが課題である。

(2)門徒推進員の登録の奨励

- ① 門徒推進員中央教修の受講の奨励 受講人数 13 名

(3)中央実習修了者の人材の活用

組長会において、組連担当者選出の依頼の際に名簿を添付し奨励

◇【専門委員会】子ども若者ご縁づくり推進委員会

(1)「子ども・若者ご縁づくり（キッズサンガ）」の支援体制の確立

①各組サポーターとの連携

研修会の開催 5月23日（木）参加者27名

②各組における「子ども若者ご縁づくり（キッズサンガ）」の奨励

10組

※35頁参照

③各教化団体との連携

震災支援「報恩講子どものつどい」への参画 12月21日（土）参加人数：177名

(2)ご縁づくりのための啓発資料の活用

①なもナモ検定の実施 8月24日（土）参加人数16名

②『千問書』vol.2の発行

(3)ご縁づくりの継承

・日曜学校・子ども会への入会呼びかけ及び修了生へのアフターケア

【成果と課題】

成果：事業計画としては、概ね計画通りに開催することが出来た。また、『千問書』のvol.2を発行することが出来たので、今後のご縁づくりの啓発資料として活用をしていきたい。

課題：「なもナモ検定」や震災支援「報恩講子どものつどい」へ宗門関係の生徒に参加をいただいているが、このご縁をいかにしてつなぎ・広げていくのか。日曜学校や子ども会を修了した子どもたちの受け皿（居場所づくり）をどのようにして作っていくのかが課題である。

◇【専門委員会】各教化組織代表者協議会

協議会開催日 7月5日（金）

(1)各教化組織団体と連携

①教区統一の研修テーマの検討

②次代を担う念仏者の養成

③次代を担う僧侶・寺院子弟の養成

<教化団体・所属団体>

布教団・門徒推進員連絡協議会・門徒総代会・仏教壮年会連盟・仏教婦人会連盟

寺族婦人会連盟・仏教青年連盟・本派スカウトクラブ・少年連盟・保育連盟

ビハーラ兵庫・矯正教化連盟兵庫教区支部・特別法務員協議会・青年僧侶の会

【成果と課題】

成果：教区統一テーマ・目標を設定することとなった。

①ご親教「念仏者の生き方」を体して、統一テーマの研修を開催

②教化団体でのセクト分けをしない合同でのブロック別研修会の開催の検討

(2)特別行事・その他

①教区仏教婦人会連盟 2019 年度教区大会並びに結成 60 周年記念大会 6 月 27 日

②連区担当行事 布教団～布教使研修会 8 月 21 日～22 日

寺族婦人会連盟～寺族婦人研修会 10 月 8 日

講社～講社講員研修会 2 月 18 日

青年僧侶の会 40 周年記念大会 2 月 24 日

6. いのちの尊さにめざめ・寄り添う取り組み

◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・常任委員会

(1)阪神・淡路大震災総追悼法要 1 月 17 日（金）参加人数 150 名以上

①阪神・淡路大震災総追悼法要の勤修

② 宗門学校生徒による震災・いのちに関する作文朗読 5 名

【成果と課題】

成果：作文の朗読だけでなく、宗門関係学校生徒・学生に追悼法要開始時、献花を行っていただいたことで、法要に参画いただけたと共に寺院における法要の雰囲気を感じていただけた。

③1.17「いのち」を考える研修会の開催

講師：家田莊子氏（作家・僧侶【高野山本山布教師・大僧都】）

【成果と課題】

成果：この日の研修会に限っては、メディアに露出がある講師を招くことにしているため、寺院・門信徒以外の方への参拝につながっていると思われる。

課題：講師の講演内容について、普段神戸別院へ参拝されている門信徒の方々にも喜ばれるものを可能な限り確認する必要がある。

◇【専門委員会】自死者追悼法要実行委員会

(1)自死問題へ取り組む人材の養成

1月30日（木）自死者追悼法要スタッフ養成研修会

講師：加藤真悟氏（自死に向き合う関西僧侶の会）参加人数 12 名

(2)自死問題について考える研修会の開催

12月10日（火）兵庫教区実践運動公開講座『自死はどのように語られてきたか』

講師：野呂靖氏（龍谷大学文学部准教授）参加人数 32 名

(3)自死遺族のための自死者追悼法要の勤修 2月29日（土）

参加人数：5 名

【成果と課題】

成果：事業計画通り取り組むことができた。追悼法要については、コロナウイルス感染症のため規模を縮小して行ったが、参加者には手厚く対応することができた。

課題：追悼法要に携わるスタッフの人数が減少しており、新たな募集方法の模索が必要である。

7. 過疎・過密地域への対応

◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・教区寺院振興対策委員会

(1)過疎・過密地域現状の掌握と対応の検討

【成果と課題】

課題：これまでも協議は行われているが実施につながる具体策までは煮詰めることができていない状況。

8. 文書伝道の充実

◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・常任委員会

(1)啓発資料の作成

①教区新報 HYOGO の発行

発行回数年 4 回 発行部数 1 回 1,500 部

②教区新報『法』シリーズ（リーフレット）の発行・頒布普及

発行回数年 3 回

【執筆者】おぼん…長岡大澄（神 姫 組金蓮寺）4,874 部

報恩講…天野真隆（揖龍東組善導寺）2,670 部

春彼岸…山西昭義（神戸湊組光明寺）2,162 部 ※2/28 現在

③教化資料等の配布の検討

【成果と課題】

成果：年度計画通り教区新報の発行を行えた

課題：『法』シリーズの頒布拡大を図ること

(2)ホームページの機能充実、SNS の活用による情報提供

①寺院関係者へ行事・催し物情報を Facebook にて提供

②浄土真宗・神戸別院にご縁のなかった人へインスタグラムを利用したアピール

③ランディングページによる納骨所の情報提供

④終活コラムによる幅広いユーザーの獲得

⑤Google アナリティクス・Juicer のタグを設置しアクセス解析による利便性の分析

⑥教務所・別院の各種申請用紙ダウンロード機能の充実

⑦行事・催し物情報の改善

⑧スマートフォン画面への対応

【成果と課題】

成果：機能追加においてほぼ完了したといえる。情報提供による反応も確認ができてきている。アクセス分析についても資料作成を予定しており年間を通してのアクセス件数等の変化も確認されている。

課題：行事・催し物情報を更に充実させる必要がある。またホームページのトップ画面でより緊急性の高い情報を見やすく表示させる必要がある。

9. その他

(1)「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会

3月11日（水）中止

(2)「御同朋の社会をめざす運動」教区常任委員会

4月25日（木）・9月13日（金）・12月17日（火）・2月25日（火）

(3)「御同朋の社会をめざす運動」第3連区連絡協議会 3月10日（火）

※「御同朋の社会をめざす運動」第3連区職務研修会併修 中止

以 上

「子ども食堂」に関する活動の調査シート

	組	寺	代表者	活動内容
①	姫路南	善正寺	横山正仁	名 称 白浜子供食堂 開催経歴 2017年9月より現在まで 開催頻度 月1回 開催場所 灘市民センター 参加人数 10～20人子供と保護者 スタッフ 5名前後 開催内容 昼食・食材提供

実践目標に関する活動の調査シート(「子ども食堂」以外の活動)

	組	寺	代表者	活動内容
①	北摂	明樂寺	朝倉信明	名 称 明樂寺書写会 開催経歴 2015年12月より現在まで 開催頻度 月1回 (第1月曜日10時～12時) 開催場所 明樂寺本堂 参加人数 10人 スタッフ 寺院関係者、寺族 開催内容 地域の皆さんにゆったりとした時間をもてる場所としての寺院の役割を考慮した活動をしている。堂内に香を焚き、ゆったりとした空間の提供と終了後、客殿で思い思いの雑談で交流を深めることを目的としている。
②	北摂	極楽寺	上内一史	名 称 極楽寺念仏奉仕(柱磨き) 開催経歴 2004年4月より現在まで 開催頻度 年2回 (4月と11月の日曜日9時～12時) 開催場所 極楽寺本堂及び境内 参加人数 10人 スタッフ 極楽寺仏壮 開催内容 普段清掃出来ない柱・欄間・廊下・などの拭き掃除及び本堂周辺の清掃作業。梯子を使い時にはチェーンソーで周辺の木の伐採などを行っています。
③	北摂	照願寺	藤岡寛生	名 称 照願寺お寺会 開催経歴 2016年1月より現在まで 開催頻度 年間を通じて 開催場所 照願寺本堂 参加人数 ご縁のある皆様 スタッフ 照願寺役員 開催内容 3年程前から照願寺のお寺会では1000人の方にご縁をと題して、来てくださった方を集計し 1000枀あるボードにシールで埋めております。毎月15日の逮夜、報恩講、永代経、盂蘭盆会、春秋の彼岸会、その他の各種法要で毎年 目標の1000人を達成しております。

実践目標に関する活動の調査シート(「子ども食堂」以外の活動)

④	播磨東	14ヶ寺	各寺院住職 仏教壮年代表 仏教婦人代表 総代代表	名 称 「人の目の垣根隊」 開催経歴 2019年4月より現在まで 開催頻度 毎日(月～金)又は時々でも可 (3日程度) 開催場所 地域の通学路 参加人数 約15～20人と今後の希望者 スタッフ なし 開催内容 「子どもたちを育む為に、何が必要か」の観点から 「子どもの安全・安心の確保」に重点を置き、子どもたちの登下 校に寄り添う
⑤	播磨東	15ヶ寺	播磨東組 組長 藤井晃正 担当者 八田宗晃	名 称 「NPO法人ラリグス」 開催経歴 2019年4月より現在まで 開催頻度 各総会並びに研修会時と各寺院 のでの協力 開催場所 各総会の会所と各寺院 参加人数 各総会時の役員(人数) と各寺院門信徒参拝者 スタッフ 各寺院住職・総代会長 仏壮会長・仏婦会長 開催内容 (ネパール・カトマンズ) 「就学支援募金」上記に示したように各総会並びに研修会時に呼 びかけ、主旨説明後募金その後は冊子(P27)を設置し各寺院でも 参拝者に協力
⑤	神姫	専光寺	仏教婦人会 小西なほみ	お仏飯米を送る 開催内容 ご門徒がお供えくださるお仏飯米を送る。対象は子 供がいる生活困窮家庭へ。送付先の個人情報は明かさないが、住 職が困窮状況をご門徒に伝えることで、お米を提供くださる。教 務所や布教使の仲介で、寺院からお仏飯米の提供も増えてきた。 お仏飯の提供をする者と受ける者のつながりができる。

実践目標に関する活動の調査シート(「子ども食堂」以外の活動)

⑥	神姫	専光寺	仏教婦人会 小西なほみ	お仏飯米でいなり寿司を作ってホームレスに食材支援 開催内容 専光寺仏教婦人会が月に1回、寺の庫裏でいなり寿司を作ってくれる。それを大阪のキタの扇町公園で配布をしている。この配布には、相愛大学の教員が手伝いに来てくれる。
⑦	神姫	専光寺	専光寺 キッズサンガ 後藤真也	(1)お寺の本堂で英会話教室 (2)年1回本山・別院への団体参拝 (3)大晦日の除夜の鐘に合わせて、境内で蠟燭の光でイベント
⑧	網干		網干組長	名 称 網干組婚活イベント「寺婚」 開催経歴 2017年6月より現在まで 開催頻度 4ヶ月1回 開催場所 組内寺院 参加人数 20～30人 スタッフ 寺院関係者、門信徒様 開催内容 次世代の子どもを育成支援
⑨	網干	圓勝寺	福田高明	名 称 圓勝寺おやつクラブの会 開催経歴 2018年4月より現在まで 開催頻度 年1回 開催場所 組内寺院 参加人数 4人トライやるウィーク参加者 スタッフ 圓勝寺・門信徒 開催内容 組内に呼びかけお寺おやつクラブを支援
⑩	赤穂南		赤穂南組長	名 称 赤穂南組手作り講座 開催経歴 2018年4月より現在まで 開催頻度 年1回 開催場所 組内寺院 参加人数 児童・保護者・門信徒・住職 寺族70人 スタッフ 組内寺院僧侶 開催内容 腕輪念珠づくり・ロウソク作り・金箔張り

2019年度 組「御同朋の社会をめざす運動」推進研修等実施一覧

			僧侶・寺族部門				一般部門				重点プロジェクト実施報告			
No.	組 名	寺数	期日	会 場	講 師 名	人数	期日	会 場	講 師 名	人数	期日	実践目標	概要	人数
1	阪神東	25	12/16	來恩寺	棚原正智	19	7/19	専正寺	近藤龍樹	44	9/18	貧困問題	貧困問題についての学び	51
2	阪神南	24	12/13	都ホテル	近藤龍樹	23	6/21	正光寺	西田智教	24	5/31	地域社会	地域社会とお寺のかかわり	113
3	阪神西	21									12/3	御同朋の社会の実現	御同朋の社会の実現	78
4	阪神北	21	12/2	がんこ宝塚店	近藤龍樹	21								
5	神戸東	30	12/1	竹園ホテル	山内理史	15	2/13	妙善寺	竹内俊之	24		僧侶の意識改革	話し合い形式の研修会	29
6	神戸中	28	9/27	西方寺	近藤龍樹	15								
7	神戸湊	21	11/27	廣福寺	近藤龍樹	16								
8	神戸西	26	9/27	順照寺	棚原正智	14								
9	北 摂	20	1/27	極楽寺	杉本照顕	14	6/18	正光寺	高崎長英	32	8/25	貧困問題	貧困問題についての学び	38
10	神 明	22												
11	淡 路	9	12/28	浄光寺	岩谷教授	12					6/20	貧困問題	貧困問題についての学び	27
12	播磨東	15	2/7	専應寺	棚原正智	13						貧困問題	海外支援・見守り	
13	播磨中	21	12/13	名称寺	杉本照顕	22	6/30	光宗寺	霜尾吏澄	145				
14	多 可	10												
15	加古川	28	9/10	普光寺	岩谷教授	18	7/17	普光寺	杉本照顕	118		貧困問題	非戦平和学習	116
16	高 砂	19												
17	神 崎	20	12/25	西源寺	棚原正智	12	7/28	教正寺	山内理史	27	8/19	貧困問題	子ども食堂開設	201
18	神 姫	13	2/8	専光寺	棚原正智	13	9/7	専光寺	大西宝雲	35	8/22	貧困問題	子どもの食と心の育み	65
19	姫路東	16	12/5	明源寺	岩谷教授	18					8/19	貧困問題	子ども食堂開設	201
20	姫路南	16									8/19	貧困問題	子ども食堂開設	201
21	姫路中	21	2/7	善養寺	近藤龍樹	13	1/18	西徳寺	眞能眞澄	24	8/19	貧困問題	子ども食堂開設	201
22	姫路西	23										相談室	よろず相談室	19
23	網 干	24					10/24	圓通寺	藤榮行信	73		ご縁づくり	婚活イベント他	48
24	揖龍東	19												
25	揖龍西	26	2/3	即応寺	近藤龍樹	14	2/19	元誓寺	岩谷教授	32		ご縁づくり	青少年ご縁づくり	54
26	新 宮	15	12/20	ふれあい	西田智教	8	2/21	西勝寺	岩谷教授	26				
27	赤穂南	13					12/6	永應寺	霜尾吏澄	121		貧困問題	報恩講スタンプラリー・募金	129
28	赤穂北	21												
29	宍 粟	20	9/25	願壽寺	大西宝雲	17					6/23	貧困問題	おてらおやつクラブ	300
30	佐 用	15	12/22	円徳寺	大西宝雲	22	8/19	南光文化センター	近藤龍樹	74				
31	多 紀	23									2/8	貧困問題	貧困問題についての学び	54
32	氷上東	17	12/20	魚幸	近藤龍樹	15					5/19	社会支援	ボランティア活動	12
33	氷上西	18	12/12	和	澤田知寿	7								
34	朝 来	16	2/27	如来寺	竹内俊之	15	5/25	如来寺	岩谷教授	58	4/5	貧困問題	貧困問題についての学び	38
35	養 父	16	7/25	泉井井筒屋	藤井雅峰	12								
36	出 石	18	7/20	勝林寺	竹内俊之	53	12/1	光顯寺	宮川元治	40				
37	城 崎	21										貧困問題	募金活動の奨励	
38	岡山南	19	2/19	ピュアリティまきび	竹内俊之	12					9/6	災害対応	防災システムの構築	13
											10/4	資質の向上	心悩む人への取り組み	14
39	岡山北	14	10/15	津山市総合福祉会館	岩谷教授	15								
	合 計	764	開催組	27		448		16	参加延べ数	897	開催組	24		2,002

2019年度【21期前期】 組連研開催・助成金申請状況

組名	寺院数	期数	受講者数	修了者数	連研開催状況
阪神東	25	21	11	－	前期終了
阪神南	24	19	38	－	前期終了
阪神西	21	20	42		後期開催中
阪神北	21	18	42	38	後期終了
神戸東	30	21	63	－	前期終了
神戸中	28	－			休止中
神戸湊	21	20	26		後期開催中
神戸西	26	－			休止中
北 摂	20	21	12	－	前期終了
神 明	22	－			休止中
淡 路	9	21			
播磨東	15	20	15	11	後期終了
播磨中	21	20			
多 可	10	20			
加古川	28	20	65	64	後期開催中
高 砂	19	20			
神 崎	20	21	16	－	前期終了
神 姫	13	21			
姫路東	16	－			休止中
姫路南	16	－			未開催
姫路中	21	21	8	－	前期終了
姫路西	23	21			休止中
網 干	24	20	50	－	前期終了
揖龍東	19	20	16	11	後期終了
揖龍西	26	21	30	－	前期終了
新 宮	14	16	7	6	後期終了
赤穂南	13	21	21	－	前期終了
赤穂北	21	21	33	－	前期終了
穴 栗	21	21	39	－	前期終了
佐 用	15	19	10	－	前期終了
多 紀	23	20			休止中
氷上東	17	20			休止中
氷上西	18	20	35	－	前期終了
朝 来	16	21	25	－	前期終了
養 父	16	－			未開催
出 石	18	21	23	－	前期終了
城 崎	21	－			休止中
岡山南	19	8	－	－	休止中
岡山北	14	21	24	－	前期終了

合計

651

130

2019 年度 子ども・若者ご縁づくり推進委員会活動報告

<活動方針>

手を合わせ お念仏喜ぶ 人生を！

<目 標>

ご縁のある人が、すべての子ども・若者と接点を持ち、共に阿弥陀さまのご縁に会い、全世代が「お寺を居場所」としながら、全組で「子ども・若者ご縁づくり」の開催を目指して、手を合わせお念仏喜ぶ人生を歩むため、各教化団体との連携を図り、「子ども・若者ご縁づくり」を推進していくことを目標とする。

<具体的施策>

1、「子ども・若者ご縁づくり（キッズサンガ）」の支援体制の確立

- ・サポーター研修会と連絡協議会の開催

日時：5月23日（木）13：30～

場所：本願寺神戸別院

講師：中島 宏 氏（九州遊びの研究所所長）

参加人数：27名

- ・各組における「子ども・若者ご縁づくり（キッズサンガ）」の奨励

開催組：10組 ※別紙一覧表参照

- ・各教化団体との連携

少年連盟 震災支援「報恩講子どものつどい」への参画

日時：12月21日（土）

場所：本願寺神戸別院

参加人数：177名

2、ご縁づくりのための啓発資料の活用

- ・なもナモ検定の実施

日時：8月25日（土）13：30～

場所：本願寺神戸別院本堂

参加人数：16名

- ・千問書（専門書）vol.2の発行

発行部数：5,000冊

3、ご縁づくりの継承

- ・日曜学校・子ども会への入会呼びかけ及び修了生へのアフターケア

2019年度 各組キッズサンガ開催現況

No.	組	開催日時	会場	参加人数	テーマ	特記事項
1	播磨中	5月11日（土）	西教寺	65名 （子ども25名）	子ども降誕会	西教寺の「宗祖降誕会」に併せて「子ども降誕会」として開催。 近隣にある兵庫教育大学の留学生などの外国人親子も参加。
2	朝来	5月12日（日）	西方寺	36名 （子ども14名）	みんなで降誕会！	開催に向けて事前にスタッフ会議を行い、スタッフが協力しながら準備等を進めている。
3	神崎	7/22（月） ～8/9（金） 8/26（月） ～30（金）	教正寺 本願寺	48名 （子ども29名）	ラジオ体操とお経教室・見念参加	前期・後期と2回に分けて開催。後期は夏休みで緩んだ子どもたちの生活を正し、新学期に備える準備的な役割を果たすものとして設定している。
4	姫路中	7月26日（金） 8月19日（月）	法性寺	133名 （子ども63名）	なし	2回に分けて開催をし、姫路ブロックで担当を決めて開催している。多くの子どもが参加し、多くのスタッフが開催に携わっている。
5	岡山北	7月28日（日）	報恩寺	33名 （子ども11名）	なし	寺院の仏具に参加の子ども達が触れることが出来るようなプログラムがもりこまれている。また、参加の子ども達がスタッフの食事を準備するような内容になっている。
6	姫路西	7月29日（月）	善正寺	51名 （子ども21名）	ひとりじゃない。阿弥陀さまといっしょだよ！	組のサマースクールとして開催。以前に参加していた子どもたちがジュニアリーダーという形でスタッフとしてさんかしている。
7	宍粟	7月31日（水） ～8月2日（金）	願壽寺	144名 （子ども95名）	いのちのかがやき	多くの子どもが参加している。スタッフ確保の問題もあるが、高校生スタッフが参加するなど若手も協力しての開催となっている。子どもが楽しめるように工夫してプログラムが組まれている。
8	姫路東	8月2日（金）	明源寺	69名 （子ども39名）	姫路ブロック 阿弥陀様とご縁づくり	姫路ブロック内で各日ごとに役割分担を決めて開催。子ども食堂を実施。
9	阪神東	8月22日（木）	いたみホール	55名 （子ども13名）	なし	本年度で17回目の開催。アトラクションで大道芸人の雲井和之助さんを迎えて、チャンバラショーを開催。また、プログラムの中で親と子どもが一緒に参加して行う行事も盛り込まれている。
10	網干	8月27日（火）	寂静寺	49名 （子ども34名）	室津の町でウォークラリー	地元の風習や地域の方々との交流を行う形のウォークラリー形式での開催となっている。スタンプラリーも行っている。

兵庫教区 教化関係現況

2020年8月集約

	組 名	寺院数	保 育	少 年	仏 青	仏 婦	仏 壮	寺 婦	総代会	門 推	ビハーラ		布教団員	
										人数	会	正		賛
1	阪神東	25		4		24	16	○	○	48	○	2		12
2	阪神南	24	4	3		11	3	○	○	1		3		7
3	阪神西	21	3	2	1	16	2	○	○	1			1	11
4	阪神北	21		4		21	8	○	○	3	△		1	3
5	神戸東	30	2	6	1	11	7	○	○			2	1	15
6	神戸中	28	1			24	3	○	○					11
7	神戸湊	21	2			15	2	○		8	○	4	1	10
8	神戸西	26		3	1	12	3	○	○			1		5
9	北摂	20		2		15	12	○	○	11	○		1	8
10	神明	22			1	22	8	○	○	17	○		2	7
11	淡路	9		2		9	9	○	○	16	○			2
12	播磨東	15		1		14	10	○	○	3				3
13	播磨中	21		1		17	5	○	○	10		1	1	6
14	多可	10		1		10	1	○	○	1	△			3
15	加古川	28	1	6	1	23	24	○	○	16	△	2		11
16	高砂	19	2	3		4	6	○	○	3		1	2	6
17	神崎	20					3	○	○	10	○	1		5
18	神姫	13		1		12		○	○	20	○			8
19	姫路東	16					1	○	○	2				6
20	姫路南	16	4	3		3		○	○			1		1
21	姫路中	21		1		7	4	○	○	12	○	2		9
22	姫路西	23	2	3			5	○	○	11		1	2	4
23	網干	24	6	5	1	23	19	○	○	28	○	1	1	10
24	揖龍東	19	2	2		8	1	○	○	33	○			13
25	揖龍西	26	2	4	1	15	15	○	○	58	○			6
26	新宮	15	1				2	○	○	4				3
27	赤穂南	13		6		13	11	○	○	31	○	2	3	4
28	赤穂北	21	1	5		15	12	○	○	70	○	2		11
29	宍粟	20		4		3	5	○	○	7	○	1		11
30	佐用	15		2		13	11	○	○	23	○			4
31	多紀	23			1	1	1	○	○			1		1
32	氷上東	17				3	4	○	○	15				2
33	氷上西	18		1		3	6	○	○	6				5
34	朝来	16	1			11	3	○	○	7		1		5
35	養父	16	1			2		○	○					3
36	出石	18		2		17	14	○	○	20	○	1		6
37	城崎	21		2		16	10	○	○					4
38	岡山南	19		3	1	10	4	○		18			1	6
39	岡山北	14		1		2	1	○	○	8			1	7
	その他	1	4	1		1	1						1	
	合 計	765	39	84	9	426	252	(39)	(37)	521	(16)	30	19	254

* 寺婦・総代会は組連盟結成状況 * 門推の○～協議会結成組

その他教化関係団体～青年僧侶の会、特別法務員協議会、矯正教化連盟、講社連盟

2020 年度
「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) 事業計画

1. 重点プロジェクトの推進 重点目標

◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・常任委員会

(1)宗門重点プロジェクトの実践目標

＜貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～＞ 一子どもたちを育むために－

①兵庫教区 重点プロジェクト

(2)兵庫教区重点プロジェクトの実践目標

コロナ禍で始める工夫した教化・伝道方法の構築

②兵庫教区 重点プロジェクト

※18 頁参照

2. 「御同朋の社会をめざす運動」の成果の点検・総括

◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・常任委員会

(1)組「御同朋の社会をめざす運動」推進協議会との連携と推進状況の調査

(2)「組重点プロジェクト実施の奨励と取り組み内容の情報交換

※43 頁参照

① 組重点プロジェクトリーダーとの連携

(3)御同朋の社会をめざす運動」人権啓発推進研修会

①組同朋講座【僧侶・寺族部門対象】【一般部門対象】の全組での開催 ※46 頁参照

3. 「御同朋の社会の実現」のための取り組み

◇【専門委員会】研修講師団運営委員会

(1)「御同朋の社会をめざす運動」推進組研修会への出講

(2)「御同朋の社会をめざす運動」公開研修会の開催・・・年2回

(3)教区研修講師団研修協議会の開催（随時開催）

(4)近畿同朋運動推進協議会との連携

(5)差別解放運動団体との連携

(6)社会のあらゆる差別解消のための取り組み

①「部落差別解消推進法」等の啓発活動の展開

◇【専門委員会】同朋啓発研修委員会

(1)研修資料・教材の作成検討

4. 平和・ヤスクニ・ハンセン病問題・環境問題への取り組み

◇【専門委員会】非戦・平和推進検討委員会

(1)非戦・平和への取り組みの検討

- ①非戦・平和推進のための研修会の開催
- ②千鳥ヶ淵全戦没者追悼法要参拝・・・9月18日（金）
- ③非戦・平和推進の啓発活動の充実（映画上映会・啓発資料作成等）

◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・常任委員会

(2)ハンセン病問題の啓発活動

- ①リーフレットを活用したハンセン病問題の啓発活動
- ②長島愛生園・邑久光明園入所者交流会の開催
- ③長島愛生園・邑久光明園の宗教関係行事等の今後の展望の検討

(3)社会問題への取り組み

- ①ビハーラ活動の推進
- ②矯正教化活動への取り組み
- ③高齢社会に対しての宗教者としての取り組みの検討

5. 人材育成の取り組み

◇【専門委員会】連研委員会

(1)連研（門徒推進員養成連続研修会）の推進

- ①組連研開催の充実・推進・広報

※64 頁参照

全組での開催をめざして未開催、休止組への対応

- ②連研のための研究会の開催
- ③『新研修読本』を活用した研修会の開催

(2)門徒推進員の登録の奨励

- ① 門徒推進員中央教修の受講の奨励

(3)中央実習修了者の人材の活用

◇【専門委員会】子ども若者ご縁づくり推進委員会

- (1)「子ども・若者ご縁づくり（キッズサンガ）」の支援体制の確立
- (2)ご縁づくりのための啓発資料の活用
- (3)ご縁づくりの継承

◇【専門委員会】各教化組織代表者協議会

(1)各教化組織団体と連携

- ①教区統一の研修テーマでの研修
- ②次代を担う念仏者の養成
- ③次代を担う僧侶・寺院子弟の養成

＜教化団体・所属団体＞

布教団・門徒推進員連絡協議会・門徒総代会・仏教壮年会連盟・仏教婦人会連盟
寺族婦人会連盟・仏教青年連盟・本派スカウトクラブ・少年連盟・保育連盟
ビハーラ兵庫・矯正教化連盟兵庫教区支部・特別法務員協議会・青年僧侶の会

(2)特別行事

恵信尼さま顕彰・平和の日の集い 4月25日（土）中止
第3ブロック仏教青連盟研修会・連絡協議会 6月20日（土）～21日（日）中止
西本願寺近畿地区仏教婦人会大会 9月30日（水）中止
第3連区仏教壮年会連盟仏教壮年会セミナー・連絡協議会 検討中

(3)その他

得度習礼講習会 8月28日（金）～29日（土）
得度考査 8月30日（日）・12月21日（月）

6. いのちの尊さにめざめ・寄り添う取り組み

◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・常任委員会

(1)災害対応：防災システム構築と充実

- ①地震以外の災害においても防災システムの活用を検討
 - ・防災担当者の防災システム取扱い研修会を実施
 - ・教区ボランティアネットワーク構築のための研修会を実施
 - ・組災害対策研修会の開催奨励

②防災意識を高める防災システムを利用した取り組み

③別院に備える災害対策備蓄品の購入

(2)阪神・淡路大震災総追悼法要 1月17日（日）

- ①阪神・淡路大震災総追悼法要の勤修
- ②宗門学校生徒による震災・いのちに関する作文朗読
- ③1.17「いのち」を考える研修会の開催

◇【専門委員会】自死者追悼法要実行委員会

- (1)自死問題へ取り組む人材の養成
- (2)自死問題について考える研修会の開催
- (3)自死遺族のための自死者追悼法要の勤修

7. 過疎・過密地域への対応

◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・教区寺院振興対策委員会

- (1)過疎・過密地域現状の掌握と対応の検討

8. 文書伝道の充実

◇「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会・常任委員会

- (1)啓発資料の作成

①教区新報 HYOGO の発行

発行回数年 4 回 発行部数 1 回 1,500 部

②教区新報『法』シリーズ（リーフレット）の発行・頒布普及

発行回数年 3 回

【執筆者】おぼん…松田義量（赤穂北組慈眼寺）

報恩講…源 裕樹（神戸東組源光寺）

春彼岸…八木顕宣（姫路南組最勝寺）

③教化資料等の配布の検討

- (2)ホームページの機能充実、SNS の活用による情報提供

①寺院関係者へ行事・催し物情報を Facebook にて提供

②浄土真宗・神戸別院にご縁のなかった人へインスタグラムを利用したアピール

③ランディングページによる納骨所の情報提供

④終活コラムによる幅広いユーザーの獲得

⑤Google アナリティクス・Juicer のタグを設置しアクセス解析による利便性の分析

⑥教務所・別院の各種申請用紙ダウンロード機能の充実

⑦行事・催し物情報の改善

⑧スマートフォン画面への対応

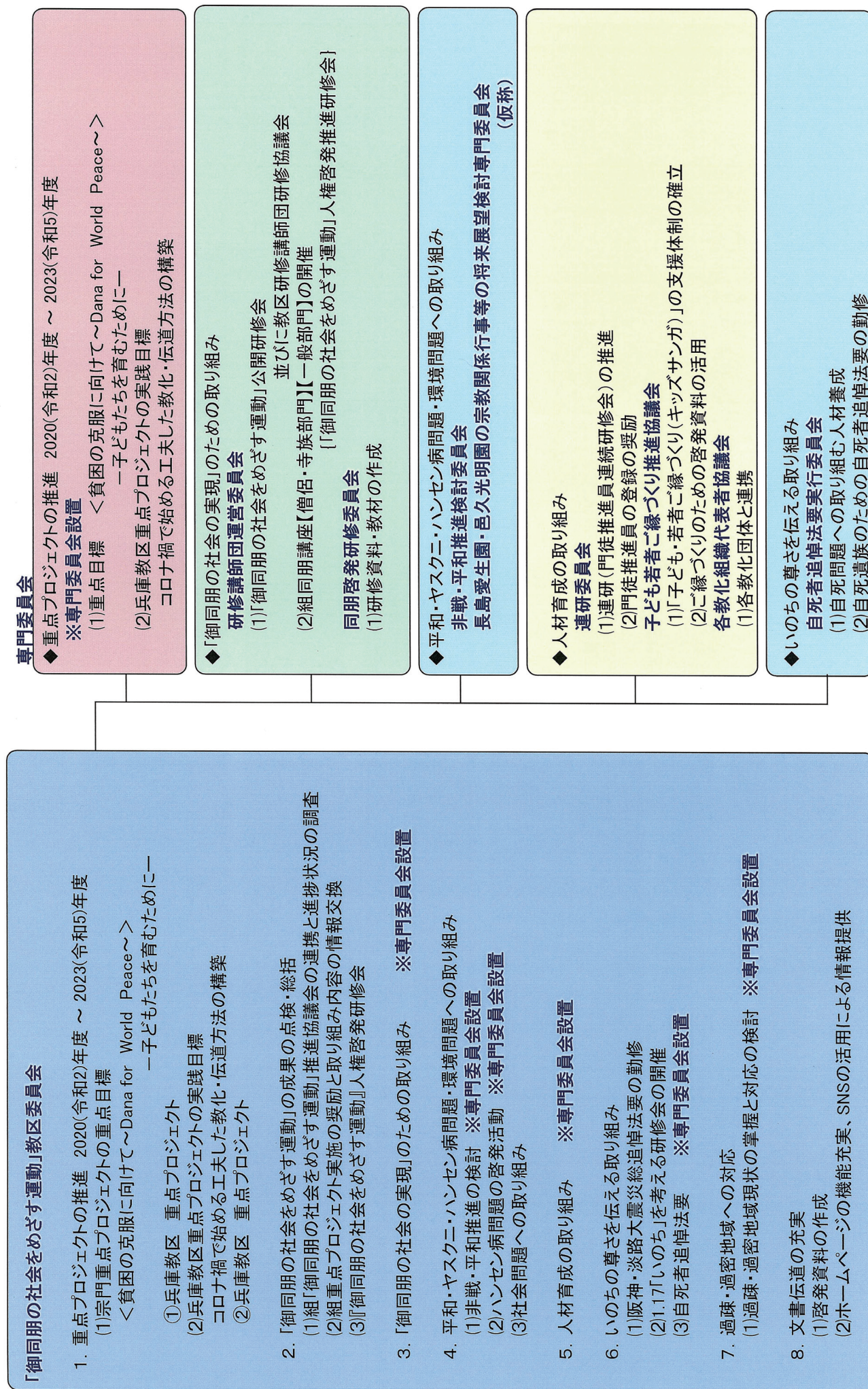
9. その他

- (1)「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会

- (2)「御同朋の社会をめざす運動」教区常任委員会

以 上

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) 兵庫教区活動図



2020年度 各組助成金交付一覧

助成金対象の行事・事業		教 区	宗 派	合 計	備 考
一 般	教区費完納奨励 教化助成費	完納額 の7%	勸励要綱 にて	完納額 の7%	(教区)7月末日までの 完納組に対して7% 12月末まで2%
実践運動	組実践運動推進助成金		20,000	20,000	
	実践運動 組事務補助費		180,000	180,000	
	組重点プロジェクト 推進実施		20,000	20,000	報告書の提出
	組同朋講座 (僧侶・寺族部門)	30,000	5,000	35,000	報告書の提出 (出向者は教区より派遣) (研修課題を原則) (但し1ヶ月以内に報告)
	組同朋講座 (一般部門)	30,000		30,000	報告書の提出 (出向者は教区より派遣) (研修課題による 研修が望ましい)
布 教 団	組布教大会	20,000		20,000	報告書の提出 (但し1ヶ月以内に報告)
	組青年布教使 布教大会	10,000		10,000	事前に申し込み (出向者は教区より派遣) 年度内6組まで先着
門徒総代会	組門徒総代 研修会	10,000		10,000	報告書の提出 (但し1ヶ月以内に報告)
連 研	組連研開催助成 (1期2年間の開催)	100,000 (1期/200,000)	(1期/20,000)		2年間12回を原則 (36時間以上) 計画・報告書の提出 宗派は1期に対して の助成金額 教区は1年ごとに 100,000円を助成
子ども若者 ご縁づくり	子ども・若者ご縁づくり (キッズサンガ) 開催助成	30,000		30,000	報告書の提出 (但し1ヶ月以内に報告)

2020(令和2)年度 組重点プロジェクト推進助成金交付要項

1. 趣 旨 「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)推進の一環として、組における重点プロジェクトの推進に資するため、各組が策定した実践目標の達成に向け活動を実施した組に対して助成金を交付するもの
2. 活 動 内 容 各組の重点プロジェクトに基づく取り組み
 - ・各組で策定した実践目標の達成に向けた活動を企画、立案し、実施する
 - ・活動後、明らかになった課題や成果を確認し、次回以降の活動内容に反映する
 - ・各組での活動を原則とするが、2組・3組と合同で活動することもできる
3. 対 象 期 間 2021(令和3)年3月31日まで
4. 活 動 者 組内僧侶・寺族・門信徒や、これまで浄土真宗とご縁のなかった方
5. 助 成 金 1組あたり20,000円を交付する(1年度1回の交付)
但し、3組以上合同実施の場合は、60,000円を限度とする
6. 事 務 手 続
 - (1)組における事務
 - ・活動後に教務所へ「実施報告書<様式③>」を提出する(合同実施の場合にも各組より提出)
 - ※報告書は、概ね、活動後1カ月以内の提出を目処とし、2021年3月31日までに教務所へ提出する
 - (2)教区における事務
 - ・組より提出の「実施報告書<様式③>」を精査し、月毎に取りまとめのうえ、所定の申請書式「助成金交付申請書<様式①>」・「実施報告一覧<様式②>」により、毎月、重点プロジェクト推進室に交付申請を行う
 - ※3月取りまとめ分については、2021(令和3)年4月2日(金・必着)までに申請する
 - ・教区からの交付申請に基づき、重点プロジェクト推進室より月毎に教区宛助成金を交付する
7. 備 考
 - ・教区においては、「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会等で、本要項の周知及び活動内容の情報交換や連絡調整を行う
 - ・提出された「実施報告書」を重点プロジェクト推進室において分析し活動事例として集約のうえ、宗派ホームページ等で発信する
 - ・各組において、活動事例を参考としながら、宗門全体の活動がより充実したものとなるよう進める
8. 添 付 書 類
 - (1)「助成金交付申請書」<様式①>
 - (2)「実践報告一覧」<様式②>
 - (3)「実施報告書」<様式③>

以 上

組 重点プロジェクト 実施報告書

参画寺院数	組内	カ寺中	カ寺	参 画 者 内 訳	門信徒	男性()名・女性()名
実 践 目 標					僧侶	男性()名・女性()名
					寺族	男性()名・女性()名
					その他	男性()名・女性()名

活動内容

＜実践目標達成に向けて取り組んだ内容を詳細にご記入ください。＞ ※参考資料があれば添付ください。

活動後の成果＜「目標に対する達成状況」、「改善策」、「次回以降の計画」を順に記入ください。＞

「目標に対する達成状況」

「改善策」

「次回以降の計画」

その他、特記事項等

上記の通り報告いたします。

組組長

印

※本報告書は、概ね、活動後1カ月以内の提出を目処とし、2021(令和3)年3月31日までに提出ください。

＜様式③＞

兵庫教区 「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) 組重点プロジェクト推進のための協議会開催について

1. 趣 旨 新たに策定された「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) 総合基本計画・重点プロジェクトに基づき、ご親教『念仏者の生き方』のお心をいただき、具体的な平和貢献策として取り組む、宗門重点プロジェクトの実践目標＜^{ひんこん}貧困^{こくふく}の克服^むに向けて～^{ダーナ}Dāna^{フォー} for^{ワールド} World^{ピース} Peace～＞^こ子ども^{はぐく}たちを育むために－を推進するために、教区内各組において協議会を開催する。
2. 内 容 (1)説明並びに問題提起【1 時間程度】
 - ①「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) 総合基本計画・重点プロジェクトの改訂ならびにその取り組みについての報告
 - ②『念仏者の生き方』に学び行動するための平和貢献策としての重点プロジェクト実践目標＜^{ひんこん}貧困^{こくふく}の克服^むに向けて～^{ダーナ}Dāna^{フォー} for^{ワールド} World^{ピース} Peace～＞^こ子ども^{はぐく}たちを育むために－について(2) 全体協議会【30 分程度】

※組内で、すでに取り組まれている活動等について聞き取り合わせてさせていただきます。
3. 期 間 2020 年度中開催とします。
4. 対 象 「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) 組委員会委員
5. 会 所 組内寺院・その他
6. 出 向 者 (1)「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) 委員会常任委員等と担当事務局
(2) 上記で委員が出向できない場合事務担当職員
7. 経費負担 派遣にかかる交通費・日当は、教区が負担するものとする。
8. 出向依頼 原則として開催日の 1 ヶ月前までに教務所まで、ご連絡ください。
9. そ の 他 ブロックでの開催も可能ですのでご相談ください。

以 上

「御同朋の社会をめざす運動」 （実践運動） 人権啓発推進僧侶研修会
【僧侶・寺族部門】 同 朋 講 座 開 催 要 項

1. 趣 旨

宗門では、2012 年度より「御同朋の社会をめざす運動」 （実践運動）＜以下、「実践運動」＞と運動名称を改め、それまでの基幹運動の成果と課題を踏まえた、「実践運動」総合基本計画に基づき展開しています。

また、2012 年の安芸教区「過去帳又はこれに類する帳簿の開示問題」によって、本研修会当初から課題とされていた、差別の現実に向き合い、親鸞聖人のみ教えを現実社会の中でいかに発揮するかという「教学的な課題」に対する取り組みの必要性が改めて確認されました。この課題の参考資料として『み教えと差別の現実』を作成し、昨年度より取り組みをすすめております。引き続き、この冊子を活用した研修会の開催が望まれます。

専如門主よりご教示いただきました、ご親教『念仏者の生き方』のお心を体して、「実践運動」総合基本計画には、「現代社会は、人と人との関わりが希薄になり、人々は様々な価値観の違いを認めることができず、互いに対立し時に傷付け合っています。（中略）私たち念仏者は、立場の違いを認めつつ、誰もが排除されることのない社会をめざしていかなければなりません」と現代の苦悩に向き合いつつ、御同朋の社会をめざしていく有りようが示されています。

本研修会は、「実践運動」総合基本計画の策定趣旨に基づき、宗門における人権・差別問題の課題を教区・組の取り組みを通して学びを深めて、自らの課題につなげることを目的にしております。

私たちの周りにある社会問題や意識の多様化から起こる人権の課題に対して、具体的な取り組みを実践することは、『宗制』に定められた「自他共に心豊かに生きることのできる社会」の実現につながります。本年度も御同朋の社会をめざして、ともに実践運動を進めてまいりましょう。

2. 研 修 課 題

① 過去帳又はこれに類する帳簿の取扱について

過去帳等の記録は個人情報であり身元調査に利用されないため『「過去帳等取扱基準」及び新「差別事件糾明のための方途」学習会用冊子』を利用し研修を行なう。

② み教えと差別の現実について

参考資料『み教えと差別の現実』を用いて、改めて経典における用語を通して差別問題を学ぶ。（女人往生、根欠、梅陀羅 等）

③ 教区又は組が独自に設定する人権・差別問題について

＜参考例＞

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| (1) 同和問題（部落差別解消推進法） | (2) 外国人差別（ヘイトスピーチ解消法） |
| (3) 障害者差別（障害者差別解消法） | (4) ハンセン病問題 |
| (5) 性的マイノリティ | (6) 災害と人権 |
| | (7) 非戦・平和 |

3. 開催期間

2020年度内の開催とします。(出来るだけ年内に開催ください)

4. 開催場所

組内寺院・教務所（別院・教堂）・沖縄県宗務事務所・その他

5. 開催方法

年度当初に、教区(特区)と組で協議・相談のうえ、課題①～③の順序を決めて数年のスパンも視野に入れて極力すべての課題にわたって取り組んでください。

○研修会の開催形式は、各組での開催を原則とします。

(但し、地域的な諸事情を考慮し2組、3組と合同で開催することも可能です。)

○全僧侶への周知案内に留意ください。

6. 講師出講制度について

[1] 教区・組内の講師

- ・実践運動に関する研修であることから、なるべく組内僧侶を中心に、又は教区内僧侶などをもって講師としてください。但し、研修課題②をされる場合、教区主催の参考資料にかかる研修会を受講した方を講師としてください。
- ・講師は課題について、話し合い(班別討議)など、参加者の発言が得られるよう配慮してください。設定した課題によっては、外部講師も予想されますが、その場合においても同様の配慮を行ってください。

[2] 一般財団法人同和教育振興会の講師斡旋【研修課題①・②の研修を行う場合】

- ・同和教育振興会の講師派遣制度を利用することができます。この場合、講師にかかる交通費は同和教育振興会が負担いたしますが、謝礼・宿泊費・その他講師招請にかかる経費は主催者側(教区又は組)の負担となります。尚、講師の指定は出来ません。

同和教育振興会の経費(交通費)負担には限度があり、予算の執行状況によっては講師派遣をお受けできないこともありますので、希望の際は早めに教務所・沖縄県宗務事務所を通じて社会部<人権問題担当>宛、ご連絡ください。

《※同和教育振興会の講師派遣利用にかかる事務手続きについて》

- (1)別紙申請書<様式④>(同和教育振興会宛提出用)を利用ください。
- (2)原則として、開催日の2ヶ月前迄に申請を行うものとします。
- (3)都合により要請に応じられない場合があるため、少なくとも第2希望まで派遣希望日を設定してください。
- (4)研修会開催日から1ヶ月以内に、別紙報告書<様式⑤>を同和教育振興会宛提出ください。

[3] 宗派からの講師派遣制度の利用【研修課題③の研修を行う場合】

- ・「御同朋の社会をめざす運動(実践運動)人権啓発推進僧侶研修会」とする場合で研修課題③の「人権・差別問題」に関する研修会として実施される場合にのみ講師派遣制度の対象となります。
- ・重点プロジェクト推進室の「研修会講師派遣等にかかる対応」を利用することができます(別様式)。<派遣経費は宗派負担>
- ・テーマ及び出向日程については重点プロジェクト推進室を通じて予めご相談ください。
- ・伝道本部各室部長及び総合研究所研究員等、宗務所員を講師として派遣致しますので宗務の都合等により要請に応じられない場合もあります。

7. プログラム

基本日程（案）【150分設定】

時間配分	プログラム	備考
15分	開会式 *勤行 *挨拶	趣旨説明含む
60分	問題提起	講師
35分	話し合い（班別討議）	座長・記録
5分	休憩	
30分	全体討議 *話し合い報告 *全体討議 *まとめ	討議司会 講師
5分	閉会式 *挨拶	

※参加人数により内容を変更することも可能です。

8. 助成金

研修課題①～③いずれかの内容を行った研修に対し、助成金を交付します。

- (1) 研修会終了の組・沖縄県宗務特別区へ1回に限り助成金を交付します。
- (2) 組・沖縄県宗務特別区開催に対して5千円を助成します。
- (3) 2組合同開催に対して、1万円を助成します。
- (4) 3組以上の合同開催に対しては、1万5千円を限度とします。
- (5) 教務所へ報告書が提出された後に教務所より申請されます。研修会開催助成金は教務所より各組へ送金されます。

9. 開催後の事務手続き・報告書の提出について

(1) 組における事務

※原則として開催日の1ヶ月以内に教務所・特区事務所へ「報告書(様式③)」を提出ください。

※特に3月開催分については、開催後、直ちに教区へ提出ください。

※研修会のレジュメ等提供可能な資料教材がある場合は提出ください。

※報告書は、2組以上の合同開催の場合も各組より提出してください。また報告書内の「研修をふりかえって」には、各組内よりの研修を受けて、人権・差別に関する意見・感想を詳細に記入してください。

※報告書は、鉛筆・フリクション(消えるボールペン)等、第三者が消すことのできる筆記具を使用しての記入はしないでください。

(2) 教区における事務

※組より提出の「組開催報告書(様式③)」を取りまとめのうえ、所定の申請用紙「助成金交付申請書(様式①)」「教区開催報告一覧(様式②)」を用いて、月ごとに社会部＜人権問題担当＞に提出し、交付申請を行う。

※報告書は合同開催の場合も含めて、各組より提出のこと。【**報告書は必ず提出ください。教区にフィードバック致します**】

<注意事項>

※年度、一括の交付申請は認められない。

※開催日より3ヶ月を超えて交付申請のあった場合は、交付されない。

※「組開催報告書(様式③)」は、教務所・特区事務所にてコピーし、各組に配布ください。尚、開催報告書は、毎年、書式を検討し若干の変更があるため、必ず当年度配布分を利用のこと。

教務所・特区事務所からの助成金交付申請に基づき、社会部＜人権問題担当＞にて、月毎に事務処理を行い、各教区宛に一括して助成金を送金致します。

10. 研修資料

- (1) 「過去帳等取扱基準」及び新「差別事件糾明のための方途」学習会用冊子
- (2) 「過去帳又はこれに類する帳簿の取扱基準・過去帳又はこれに類する帳簿の取扱いについて」
- (3) 身元調査拒否リーフレット（寺族向け・門信徒向け）
- (4) 人権啓発推進僧侶研修会参考資料『み教えと差別の現実』
- (5) 同朋運動ブックレット②『経典と差別』（同和教育振興会発行）
- (6) 同朋運動ブックレット⑪『経典にみる「梅陀羅」「女人往生」を考える』（同和教育振興会発行）
- (7) 教区で独自に選定・作成した資料
- (8) 『宗報』
2016年 3月号、6月号、9月号、11・12月合併号、
2017年 2月号、6月号、9月号、11・12月合併号、
2018年 2月号、6月号、9月号、11・12月合併号、
2019年 2月号、6月号、7月号、11・12月合併号、
2020年 2月号

※上記の(2)(3)(8)の資料については、パソコン等でインターネットにて「浄土真宗本願寺派」「人権」と検索ワードを入れて検索するとダウンロードできます。

11. 添付書類

- (1) 「研修会報告書」 〈様式③〉
- (2) 同和教育振興会「人権啓発推進僧侶研修会講師派遣申請書」〈様式④〉
- (3) 同和教育振興会「人権啓発推進僧侶研修会講師派遣報告書」〈様式⑤〉
- (4) 重点プロジェクト推進室の「研修会講師派遣等にかかる対応」〈別様式〉

※上記(2)(3)は同和教育振興会宛提出

以 上

() 組「御同朋の社会をめざす運動(実践運動)」人権啓発推進僧侶研修会報告書

組 名	組 (ケ寺)		会 場	
開 催 期 日	月 日 (曜日)		参加寺院数	ヶ寺
開 催 時 間	時間 分 (: ~ :)		参加者内訳 (僧 侶)名	男性 ()名
研 修 課 題	☐	①過去帳又はこれに類する帳簿の取扱について		女性 ()名
	☐	②経典から学ぶ差別の現実について		住職 ()名
	☐	③教区又は組が独自に設定する人権・差別問題について		衆徒 ()名
研 修 講 題			その他 ()名	
講 師 (役職)	()			男性()名・女性()名
研 修 形 式	☐ 講義(問題提起)と班別話し合い法座・まとめ ☐ 講義と全体話し合い(質疑応答含む) ☐ その他 ()			
研修内容について、事前打合せをしましたか？			☐ 打合せをした ☐ 特にしていない	

※□欄にチェックしてください。

研 修 日 程			
時 間	日 程	時 間	日 程
:		:	
:		:	
:		:	
:		:	

資 料 教 材	※使用された資料教材があればご記入ください。(教区や組独自で作成したものを含む)

◆開催後3ヶ月を超えて社会部へ交付申請のあった場合は、助成金が交付されませんので、予め、ご了承ください。

◆教区より社会部へ交付申請する手続きの関係上、できる限り1か月以内に教区へご提出ください。

◆研修内容把握のため、提供できる資料教材があれば、添付してください。

(裏 面 へ)

研修内容の概略（箇条書きでご記入ください。）

研修をふりかえって（研修を受けて感じた、人権・差別に関する意見・感想及び今後の課題・特記事項）

上記の通り報告いたします。

月 日

組 組 長

印

兵庫教区『御同朋の社会をめざす運動推進〔僧侶・寺族部門／一般部門〕同朋講座』

事前開催報告書【FAX送信用】

組 名	組（ヶ寺）	会 場	
開催期日	月 日（曜日）	資料請求部数	部
開催時間	時間 分（ : ~ : ）		
研修テーマ		講 師	教区より派遣
研修形式	☐ 講義（問題提起）と班別話し合い法座・まとめ ☐ 講義と全体話し合い（質疑応答含む） ☐ その他（ ）		
※□欄にチェックしてください。			
資料教材（使用される教材があればお知らせください。）			
備考欄			
上記の通り報告いたします。			
組長			

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)
研修会講師派遣等にかかる対応について(実施要項)

1. 目的 「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)の推進にあたり、連区、教区(特区)並びに組等における「実践運動」及び「重点プロジェクト」に関する研修会への講師派遣等について対応するもの
2. 期間 2020年4月1日～2021年3月31日
3. 対象 連区、教区(特区)、並びに組等が主催する研修会等(教化団体含む)
4. 対応内容 (1)伝道本部各室部長及び総合研究所研究員等、宗務所員を講師として派遣(宗務所員で対応可能な内容については、可能な限り調整するが、宗務の都合等により要請に応じられない場合もある。講師の指名は不可)
(2)宗務所員以外の宗派内講師の紹介、調整
(3)宗派外講師の紹介、調整
5. 経費負担 上記(1)の場合
派遣にかかる交通費・宿泊費・日当は、宗派が負担するものとし、主催者からの謝礼は辞退する
上記(2)・(3)の場合
招請にかかる経費は、主催者側が負担
6. 事務手続 **【組が主催の場合は①から、連区、教区(特区)の場合は②から】**
①当該教区教務所(特区事務所)へ連絡
②教務所(特区事務所)より重点プロジェクト推進室へ連絡
③推進室において調整のうえ、結果を教務所(特区事務所)へ連絡
＜上記(1)の場合＞
④教務所長(特区事務所長)名にて総局宛申請書を推進室へ提出
＜上記(2)・(3)の場合＞
④詳細について、主催者側から講師へ連絡
7. 申請期限 原則として、開催日の1ヵ月前までに申請を行うものとする
8. 申請様式例 別紙様式参照 ※上記(1)の場合
9. 備考 宗務の都合等により要請に応じられない場合もあるので、派遣希望日を2案以上設定ください

【注意事項】

- ① 宗門重点プロジェクト実践目標(貧困の克服にむけて)に関する研修会については、全教区(特区)・組が同一の実践目標を定めるため、連区・教区・ブロックのみ講師派遣制度適用可能とさせていただきます。
- ② 「平和学習のための映画上映会」にかかる研修会へは重点プロジェクト推進室の講師派遣制度は適用不可とさせていただきます。
- ③ 組においては、1会計年度に1回までの利用とさせていただきます。

以 上

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)

人権啓発推進僧侶研修会講師派遣ご案内

日頃より、当同和教育振興会の運営にご尽力を頂いておりますこと、厚く御礼申し上げます。

さてご周知の通り、当一般財団法人同和教育振興会は、親鸞聖人の平等の精神に基づいて、部落差別の解決に寄与することを目的としており、特に宗教と部落差別に関する研究調査・啓発活動を行う団体です。

また研究調査・啓発活動のほか、講師団を結成し、同朋運動出前講座(別途要項有)などの講師派遣の事業も行っております。

2020年度、宗派と提携し、下記内容にて講師派遣の事業を行うことになりましたので、ご案内いたします。内容をご覧頂き、ぜひご利用ください。

一般財団法人同和教育振興会

記

<講師派遣内容>

研修課題

- (1) 過去帳又はこれに類する帳簿の取扱について
- (2) み教えと差別の現実について

<派遣費用>

○会場までの交通費については当会にて負担

○講師謝礼・宿泊費(交通機関の当の都合上、研修会日程上宿泊費が必要な場合)については主催者側負担

※原則、当日出発・当日帰着可能な講師を選任いたします

<派遣先>

○教区・組に出講いたします。人権啓発推進僧侶研修会にご利用ください。

なお原則、各箇所、年度内1回のご依頼とさせていただきます。

お申し込み方法

社会部人権問題担当へご連絡ください。ご連絡後、折り返し当会よりご連絡させて頂き、申請書を教区を通して、提出頂いてお申し込みとさせていただきます。(FAX可)

お申し込み後、当会にて当会の関係者の中より講師をご紹介しますまいります。

講師の指定はできかねますので、ご了承ください。

講師決定後、ご担当者様にご連絡いたします。ご担当者から講師に直接ご連絡頂き、内容・日程の確認をお願いいたします。研修会終了後、別途報告書にご記入いただき、当会にご返送くださいますようお願いいたします。

●予算の都合上、予算に達するご依頼を頂いた時点でお申し込みを締め切らせて頂きますことをご了承ください。

●急な日程の場合等で講師をご紹介します場合、また遠方からの紹介となります場合がございます。

研修会開催2か月前までにはお申し込みくださいますようお願いいたします。

●なお事情により、研修会が中止・変更となる場合、至急講師、また当会へのご連絡をお願いいたします。

報告書の提出

●開催後2ヶ月以内に下記まで「報告書(様式⑤)」を必ずご提出ください。

〒600-8229 京都市下京区油小路通七条上る米屋町167番地
本願寺同朋センター内 TEL075-343-5047 FAX 075-342-2793
e-mail aat67780@par.odn.ne.jp

「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）
人権啓発推進僧侶研修会講師派遣申請書

○ 研修課題（いずれかに○をご記入ください）

- (1) 過去帳又はこれに類する帳簿の取扱について
(2) み教えと差別の現実について

○ 開催日時（候補日：数日お聞かせください）

① 月 日 : ~ :	② 月 日 : ~ :	③ 月 日 : ~ :	④ 月 日 : ~ :
-------------------	-------------------	-------------------	-------------------

○ 開催場所 _____（ _____ 教区 _____ 組）

【住所】

【電話番号】

【最寄り駅】

○ 研修会名

○ 対象者

○ 参加人数（概算）

_____ 名程度

フリガナ

申込み団体（ _____ 教区 _____ 組）

代表者名前

印

連絡先（ 住所）	
ご担当者様名）	
電話番号）	FAX番号）
E-mail	年 月 日 申込み

以上、講師派遣の申込みをいたします。

教務所確認 印 (個人印 可)	
--------------------	--

兵庫教区

『御同朋の社会をめざす運動推進』一般部門 同朋講座 開催要項

1. 目的. 門信徒一人ひとりが、自らが差別の現実に向き合い差別をなくしていく取り組みに参画し御同朋の社会をめざすことを目的とする。
2. 名称 () 組「御同朋の社会をめざす運動推進 一般部門 同朋講座」
3. 主催. 教区及び実践運動組委員会とするが、実施については開催組担当とする。
4. 課題. 差別の現実学ぶ
(1)部落差別（部落差別解消推進法等）(2)民族差別（ヘイトスピーチ解消法等）(3)障がい者差別（障害者差別解消法等）(4)ハンセン病差別（ハンセン病問題基本法等）(5)性的マイノリティー(6)非戦・平和
5. 開催. 組おける取り組み
①研修会スタッフを構成し、組における研修課題を協議し内容を決定する
②講演方式ではなく、「話し合い法座」を中心とするものであることを徹底する
③参加者への周知に留意し宗派並びに教区作成の教材に基づき参加者への趣旨徹底を図る
6. 対象. 門徒総代、仏婦・仏壮・門推などの教化団体会員、門信徒等を対象とする。
7. 講師. 各組組長が推薦し教務所長が委嘱した講師団から選定する。但し、推薦された講師は事前に『教区研修講師研修会』を受けたもので、組からの依頼により講師名簿から教務所が研修テーマにあった講師を派遣もしくは、教務所長が認めたものとする。
8. 教材.
①「過去帳等取扱基準」及び新「差別事件糾明のための方途」学習会用冊子
②「過去帳又はこれに類する帳簿の取扱基準・過去帳又はこれに類する帳簿の取扱いについて」
③身元調査拒否リーフレット（寺族向け・門信徒向け）
④教区で独自に選定・作成した資料
⑤2016年宗報3月号、6月号、9月号、11・12月号、2017年2月号
2017年宗報6月号、9月号、11・12月号、2018年2月号
2018年宗報6月号、9月号、11・12月号、2019年2月号
※上記の②③⑦の資料については、パソコン等でインターネットにて「浄土真宗本願寺派」「人権」と検索ワードを入れて検索するとダウンロードできます。
9. 報告書. 教務所長に提出する。◇開催報告書（事前【1ヶ月前】・事後）・参加者名簿（組長）
◇出講報告書（講師）

10. プログラム. 時間配分は原則として次の通りとする。

※『ふりかえりの時間』研修会を通じて、気付いたこと、感じたこと良かったなどことや反省点など、研修会全体をふりかえる時間を持つようにしてください。

※一般部門では参加者が多数のため、話し合い法座が会場等の関係で困難な場合、全体協議会で、十分な時間をとるなどの配慮をお願いいたします。

時間配分	プログラム	配役
15 分	開会式 開式の言葉 勤行 組長挨拶	司会者 会所住職 組長
60 分	問題提起	講師
40 分	話し合い(班別討議)	座長・記録
5 分	休憩	
30 分	話し合い報告 全体協議 ふりかえりの時間 まとめ	討議司会 講師
10 分	閉会式	

11. 開催助成金. 報告書に基づき教区より3万円を助成する。

以 上

《様式③》

() 組「御同朋の社会をめざす運動(実践運動)」推進研修会 報 告 書

【実践目標：御同朋の社会の実現 一般部門 同朋講座】

組 名	組 (ケ寺)	会 場		
開 催 期 日	月 日 (曜日)	参加寺院数		ヶ寺
開 催 時 間	時間 分 (: ~ :)	参加者内訳	門信徒 () 名	男性 () 名、女性 () 名
研修テーマ			参加者名簿を添付してください【別紙添付】	
講 師 (役職)	()		僧侶 () 名	男性 () 名、女性 () 名
案 内 方 法	☐ 門信徒個人宛 ☐ 寺院宛 ☐ その他 ()			
研 修 形 式	☐ 講義(問題提起)と班別話し合い法座・まとめ ☐ 講義と全体話し合い(質疑応答含む) ☐ その他 ()			
「一般部門同朋講座」について、研修会にて組主催者(組長、副組長、教区委員会委員等)で趣旨確認をしましたか？		☐ 趣旨確認をした ☐ 特にしていない		
研修内容について組主催者で事前打合せをしましたか？		☐ 打合せをした ☐ 特にしていない		
※口欄にチェックしてください。				
研 修 日 程				
時 間	日 程	時 間	日 程	
:		:		
:		:		
:		:		
:		:		
資 料 教 材 ※使用された資料教材があれば記入するか口欄にチェックしてください。				
◆一部提供できる資料教材があれば、添付してください。 (裏 面 へ)				

研修内容の概略（箇条書きでご記入ください。）

研修をふりかえって（意見・今後の課題・特記事項など）

上記の通り報告いたします。

組 長 _____ 印

組 御同朋の社会をめざす運動推進研修会参加者名簿

【僧侶・寺族部門】・【一般部門】

No.	所属寺	氏 名	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

2020(令和2)年度「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動) 推進協議会 開催要項

1. 目的 ご親教「念仏者の生き方」をもととし、あらゆる人々が自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現に向け、門信徒と僧侶が積極的に現実の課題と向き合い、協議することを目的とする。
2. 開催期間 2020(令和2)年4月1日～2021(令和3)年3月31日
3. 開催場所 組内寺院、教務所(別院・教堂)、沖縄県宗務事務所、その他。
4. 参加対象者 門信徒(門徒推進員、教化団体役員等)、僧侶、寺族。
5. 協議内容 (1) ご親教「念仏者の生き方」から学ぶ。
 (2) 「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)宗門重点プロジェクトの実践目標<貧困の克服に向けて～Dāna for World Peace～>一子どもたちを育むために一について協議する。
 (3) 宗門重点プロジェクトの実践目標における課題を共有し、教区、組の実践運動推進委員会へ提言する。
 ※当該協議会は各組での開催を原則とするが、地域的な諸事情を考慮し2組・3組と合同で開催することもできる。
6. 事務手続き (1) 組は開催後1ヵ月以内に教区へ「開催報告書《様式②》」を提出する。
 ・開催報告書については合同開催の場合も、必ず各組より提出のこと。
 ・2021(令和3)年3月末日までに提出のこと。
 (2) 教区は組より提出された開催報告書を取りまとめのうえ門信徒教化部へ提出する。また開催報告書を教区にて複写し、各組に配布し、共有する。

プログラムの基本日程(例)

時間配分	プログラム	配役
5 分	開会式	
1 0 分	協議会のねらい	組長
3 0 分	問題提起	問題提起者
6 0 分	班別話し合い（班別協議）	司会者・記録者
7 0 分	班発表 全体協議（意見交換） まとめ	座長 問題提起者
5 分	閉会式	

※適宜休憩

以 上

組「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)推進協議会 開催報告書

参加寺院数	組内	ヶ寺中	ヶ寺	参加者内訳	門信徒	女性()名・男性()名
開催日時	月	日()	時～時		住職	女性()名・男性()名
会場					坊守	女性()名・男性()名
問題提起者					寺族・衆徒	女性()名・男性()名
話し合い内容					その他	女性()名・男性()名
時間配分	問題提起	()分	話し合い法座	()分	班発表・全体協議 まとめ	()分

問題提起内容

話し合いにより見出された、方向性・具体的な取り組みなどについて記入ください	
具体的な内容	門信徒の意見
<方向性>	
<具体的な取り組み>	
<その他、気づいたこと>	

上記の通り報告いたします。

組組長

印

※開催後、1ヵ月以内に教務所までご提出ください。

連研開催報告書

教 区	組 名	寺号（寺院連研）・ブロック	期 数
			期
種 別	1. 組連研（参加寺院ヶ寺） 2. 寺院連研（ヶ寺）		
開催期日	年 月 日から 年 月 日		
実 施 方 法	1. 会 場 ①持ち回り（ヶ寺） ②固定		
	2. 講 師 ①組内講師（名） ②教区内講師（名） ③教区外講師（名） ④その他（名）		
	3. 開催方法 ①開催回数（回） ②開催時間（1回につき約 時間・合計 時間）		
	4. スタッフ会議 ①事前会議 あり（各回毎・その他[]）・なし ②反省会 あり（各回毎・その他[]）・なし		
	5. 使用教材 ①連研ノート（A・B・C・D・E） ②組・教区作成資料（ ） ③そ の 他 〔 〕		
	6. 参 加 者 ①初回参加者数（男性 名・女性 名 合計 名） ②修了者数（男性 名・女性 名 合計 名） ③修了者年齢〔～19歳 名・20代 名〕 30代 名・40代 名 50代 名・60歳～ 名〕 ④参加者層〔①はじめての人が中心・②聞法を重ねた人が中心 ※当てはまる項目 ③寺院役員（責役・総代等）・④仏教壮年会員 全てにチェック をつけて下さい ⑤仏教婦人会員・⑥仏教青年会員・⑦その他〕		
以上、連続研修会を開催いたしましたのでご報告いたします。			
年 月 日 組 連研担当者 印			
年 月 日 組 組 長 印			
年 月 日 教区 教務所長 印			

連研実施内容報告書

教 区		組 名	寺号・ブロック名	期 数
回数	開 催 日	会 場	テ ー マ (内容)	講 師 名
1	月 日 ()			
2	月 日 ()			
3	月 日 ()			
4	月 日 ()			
5	月 日 ()			
6	月 日 ()			
7	月 日 ()			
8	月 日 ()			
9	月 日 ()			
10	月 日 ()			
11	月 日 ()			
12	月 日 ()			
	月 日 ()			
備考				

参加者の感想・問い 主たるものをご記入ください	
報告者の感想 反省と課題をお書きください	
その他	

_____年____月____日

兵庫教区教務所長
中尾 了信 様

_____組 組 長_____印

連研担当者_____

_____年度組連研助成金交付申請

標記について、下記の通り申請いたします。

記

1、助成金申請金額 金100,000円也

2、実施報告〔_____年度〕

回数	開催期日	テ ー マ (内 容)
第 回	月 日 時～ 時	
第 回	月 日 時～ 時	
第 回	月 日 時～ 時	
第 回	月 日 時～ 時	
第 回	月 日 時～ 時	
第 回	月 日 時～ 時	
第 回	月 日 時～ 時	
受講者・修了者人数		受講者(名) 修了者(名)

以 上

組における子ども・若者ご縁づくり キッズサンガ 開催要項

1. 目 的 ご縁のある大人が、すべての子ども・若者と接点を持ち、共に阿弥陀さまのご縁に遇い、全世代が「お寺を居場所」とするために、手を合わせお念仏よろこぶ人生を歩むための取り組みとして、「子ども・若者ご縁づくり（キッズサンガ）」を各組において積極的に推進することを目的とする。
2. スローガン 手を合わせ お念仏よろこぶ 人生を！
3. 内 容 阿弥陀さまとのご縁づくりができる内容とする。
4. 名 称 「〇〇組子ども・若者ご縁づくり」または「〇〇組キッズサンガ」の語句を入れた名称にする。
5. 主 催 組を中心として実施されるように努め、組長・組サポーターや教化団体と連携して開催されることが望ましい。
6. 参加対象 組内及び地域の子ども・若者・大人
7. 報 告 書 開催後、1ヶ月以内に組長を通して報告書を提出する。
8. 開催助成金 報告書に基づき1ヶ年度につき3万円を助成する。

以 上

_____組子ども・若者ご縁づくり(キッズサンガ) 開催報告書

参加寺院数	ヶ寺	参加者内訳	子ども	名
開催期日	月 日() 時から		大人	名
	月 日() 時まで		スタッフ	名
会場			合計	名
行事名称		サブテーマ		

開催内容・日程（案内チラシやパンフレット、写真があれば添付してください。）

開催後の所感	参加者の様子
<組長所感> 	

上記の通り報告いたします。

年 月 日

組組長

印

※開催後、一カ月以内に教務所までご提出ください。

《 》組門徒総代会研修会報告書

標記の件、下記の通り研修会を開催いたしましたので、報告並びに助成金申請いたします。

年 月 日 組 組長 印

総代代表 印

研修会名		期 日	年 月 日()
会 場		参加者数	総代 名、住職・他 名
講 師		資 料	別 紙 添 付
講義内容			
問題点 課 題			
所 感			

※開催1ヶ月以内に教務所宛ご報告ください

兵庫教区「組布教大会」開催要項

1. 趣 旨 浄土真宗のみ教えを実践運動をふまえて、組内の門信徒にひろく宣布するため、組主催の布教大会を開催する。
2. 大会名 ○○○組布教大会
3. 主 催 兵庫教区各組
4. 会 所 組内寺院（または、礼拝設備のある施設）
5. 出 講 者 組で選定された布教使
※出講者の内 1 名は兵庫教区布教団員を含む
6. 報 告 書 開催 1 ヶ月以内に、教区布教団事務局あて開催報告書を提出する。
7. 助 成 金 開催報告書提出に基づき、教区布教団から 1 組につき、2 万円を交付する。（年度 1 回限り）

以 上

年 月 日

兵庫教区布教団長殿

組組長

印

組 布 教 大 会 報 告 書

下記の通り、報告いたします。

記

開催期日		会 所	
出講者名			
参拝者数	____名 男性()名、女性()名	組内僧侶 出席者	
日 程			
経 費			
組長意見			

※開催後1ヶ月以内に教務所宛てご報告ください

2020(令和 2)年度「組青年布教使布教大会」開催要項

1. 趣 旨 浄土真宗のみ教えをひろく宣布し、次代を担う人材の育成に資するため、教区内各組において青年布教使（45 歳未満・布教使任用 5 年未満）を中心とした布教大会を開催する。
2. 大会名 ○○○組青年布教使布教大会
3. 主 催 開催組ならびに教区布教団
4. 会 所 組内寺院（または、礼拝設備のある施設）
5. 出 講 者 教区布教団より派遣の青年布教使（45 歳未満・任用 5 年未満）2 名と引率布教使 1 名。
6. 基本日程 13：00～13：20 開会式（勤行、組長挨拶）
13：20～14：00 布教 1（青年布教使 40 分）
14：00～14：10 休 憩（10 分）
14：10～14：50 布教 2（青年布教使 40 分）
14：50～15：00 休 憩（10 分）
15：00～15：40 布教 3（引率布教使 40 分）
15：40～16：00 閉会式（組担当者挨拶、恩徳讃斉唱）
7. 開催回数 1 組につき年度 1 回までの開催とします。
8. 開催期間 2020 年 6 月 1 日～2021 年 2 月末日
※出講依頼の関係上、必ず開催 2 カ月以上前に申込ください。
※期間内に開催ください。
9. 申込方法 所定の「開催申込書」にて組長を通じ教務所までお申し込みください。
10. 留意事項 大会の運営（調声・司会進行など）は組担当者にて行ってください。
別院法要期間・彼岸期間・盆期間・年末年始の開催はご遠慮ください。
事務局出向並びに出講者依頼の関係上、開催日の調整をお願いする場合があります。
11. そ の 他 出講者への御礼は布教団にて負担いたします。
大会当日、組へ 1 万円の助成金をお渡し致します。
12. 問合せ先 兵庫教区教務所 〒650-0011 神戸市中央区下山手通 8-1-1
TEL:078-341-5949 FAX：078-341-8526

以 上

年 月 日

兵庫教区布教団長殿

(組 長) 組 ⑩

組青年布教使布教大会開催申込について（申請）

今般、標記大会について下記の通り開催の申込をいたします。

記

開催希望日	年 月 日 () 時 分～ 時 分	
会 場	会 場 名	
	住 所	〒 —
	電話番号	Tel
担当者連絡先	担当者氏名	
	住 所	〒 —
	電話番号	Tel 携帯 ()
日 程		
備 考		教務所収状印

※開催2か月前までに兵庫教区教務所宛てお申込みください。

以 上

「御同朋の社会をめざす運動」の実践に関する宗則

〔平成24年2月10日〕
宗 則 第 1 4 号

改正 平成26—宗則 7
平成27—宗則 6
平成27—宗則11

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 重点プロジェクト（第3条・第4条）
- 第3章 実践運動の推進体制（第5条）
 - 第1節 中央委員会（第6条—第11条）
 - 第2節 教区委員会（第12条—第16条）
 - 第3節 組委員会（第17条・第18条）
- 第4章 連区の実践運動（第19条・第20条）
- 第5章 補則（第21条・第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この宗則は、宗制に掲げる基本理念を体し、あらゆる人々が自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現に貢献する活動を、宗門全体のものとするを理念として推進し、その成果を挙げるため、これに必要な推進体制を整備することを目的とする。

（「御同朋の社会をめざす運動」の推進）

第2条 前条の規定による活動を「御同朋の社会をめざす運動」（以下「実践運動」という。）という。

2 総局は、基幹運動推進委員会設置規程（平成14年宗則第14号）による基幹運動（門信徒会運動・同朋運動）推進の成果を踏まえ、宗務部門組織規程（平成24年宗則第12号。以下「組織規程」という。）第2条の規定に基づき、実践運動の推進をすべての宗務の基本理念とし、その総合基本計画（以下「総合計画」という。）を策定するとともに、各宗務部門をして、これを強力に推進するものとする。

3 実践運動は、総局を中心とする中央、地方の一貫した体制のもと、宗門を構成するすべての者が参画し、かつ実践する運動として推進されなければならない。

第2章 重点プロジェクト

（重点プロジェクトの策定）

第3条 総局は、基本理念に基づく宗務の具体的な実践目標を定め、これを「重点プロジェクト」として、計画的かつ強力に推進するものとする。

2 重点プロジェクトは、宗門内外の現状や歴史認識、人々の意識、信仰形態などの調査、分析及び議論に基づいて、総局が策定する。

3 総局は、前項の規定による重点プロジェクトの策定にあたり、各宗務部門その他関係機関に、必要な調査研究を指示するとともに、広く意見聴取を行うものとする。

(重点プロジェクトの推進)

第4条 総局は、重点プロジェクトの達成目標とその期限などを定め、実践運動として実効性ある推進を図るため、宗門関係者に周知するなど必要な措置を講じるものとする。

第3章 実践運動の推進体制

(設置)

第5条 第2条の規定により、総局のもとに、中央には「御同朋の社会をめざす運動」中央委員会（以下「中央委員会」という。）を、教区には「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会（以下「教区委員会」という。）を、組には「御同朋の社会をめざす運動」組委員会（以下「組委員会」という。）を、それぞれ設ける。

2 前項のほか、沖縄県宗務特別区（以下「沖縄特区」という。）に、「御同朋の社会をめざす運動」沖縄特区委員会（以下「沖縄委員会」という。）を設ける。

3 前2項のほか、開教区及び開教地に、それぞれ「御同朋の社会をめざす運動」委員会（以下「開教地区委員会」という。）を設けることができる。

第1節 中央委員会

(所掌事項)

第6条 中央委員会は、次の各号に掲げる事項をつかさどる。

一 実践運動の総合計画及び年度ごとの重点プロジェクト推進計画（以下「推進計画」という。）について協議すること。

二 実践運動の成果を点検、総括すること。

三 各宗務機関、宗門関係団体及び教区委員会（以下この宗則においては「沖縄委員会」を含む。）等からの意見具申及び一般社会の諸課題について協議すること。

四 総合計画及び推進計画に関連して、総局が指示した事項について協議すること。

五 教区委員会及び組委員会の実践運動の推進状況について協議すること。

六 前各号のほか、必要なこと。

(組織)

第7条 中央委員会は、委員50人以内で組織する。

2 委員は、宗務機関、宗門関係団体及び教区委員会を代表する者について、総長が委嘱す

る。

3 委員の任期は、2会計年度とし、再任されることができる。但し、継続して3期以上再任されることはできない。

4 委員は、総局の総合計画、推進計画及びその達成率に関する指示、評価を、所属する機関、団体及び各教区委員会に周知するとともに、実践運動及び重点プロジェクトの推進に当る。

(委員長及び副委員長)

第8条 中央委員会に、委員長1人及び副委員長2人を置き、委員のうちから総長が指名する。

2 委員長は、中央委員会の議事を主宰し、会務を統理する。

3 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した副委員長が、その職務を代行する。

(常任委員会)

第9条 中央委員会に、常任委員会を置く。

2 常任委員会は、委員長及び副委員長、並びに委員のうちから総長が指名する10人以上15人以内の常任委員で組織する。

3 常任委員会は、中央委員会が委任した事項その他必要な事項について、調査、審議する。

(招集)

第10条 中央委員会及び常任委員会は、総長が招集する。

(意見の聴取など)

第11条 中央委員会及び常任委員会に、必要に応じて、専門的知識を有する者、学識経験のある者その他の関係者を招致し、意見を聴取することができる。

2 開教地区委員会の代表者は、総長の承認を得て、中央委員会に出席し、意見を述べることができる。

第2節 教区委員会

(所掌事項)

第12条 教区委員会は、次の各号に掲げる事項をつかさどる。

一 教区（以下この宗則においては「沖縄特区」を含む。）における総合計画及び推進計画について協議すること。

二 教区における総合計画及び推進計画を実践し、その成果を点検・総括すること。

三 実践運動に関して総局が決定した事項を推進実施すること。

四 組委員会その他教区内から実践運動に関して提起された意見、課題等について協議す

ること。

五 実践運動の推進について、中央委員会に意見具申すること。

六 組委員会との連絡調整及び指導に関すること。

七 前各号のほか、必要なこと。

(組織)

第13条 教区委員会は、委員若干人で組織し、教務所長の進達によって、総長が委嘱する。

2 第7条第3項の規定は、教区委員会の委員の任期について準用する。この場合において、当該教区にやむを得ない事情があるときは、委員の任期の制限に関する規定にかかわらず、教務所長の進達により、総長の承認を得て、措置することができるものとする。

(委員長及び副委員長)

第14条 教区委員会に、委員長1人及び副委員長2人を置く。

2 委員長は、教務所長又は委員の互選した者について、総長が委嘱し、会務を統理する。

3 副委員長は、委員のうちから教務所長が推薦する者及び委員の互選した者について、総長が委嘱し、委員長を助け、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(区令の制定)

第15条 前3条に定めるほか、教区委員会の組織、運営その他必要な事項については、第7条第2項の規定による中央委員会の組織基準に準じ、それぞれの教区の特殊性及び実情に応じて、必要な事項を区令で定めるものとする。

(事務担当)

第16条 教区委員会の事務は、当該教区の教務所で担当処理する。

第3節 組委員会

(組委員会)

第17条 組委員会は、教区委員会と密接に連携し、組における実践運動の推進と必要な協議を行い、実動するものとする。

(準用規定)

第18条 前節の規定中、所掌事項及び組織に関する事項（但し、委員が継続して再任されることができる期数の制限に関する規定を除く。）については、組委員会について準用する。

第4章 連区の実践運動

(連区の実践運動)

第19条 総局は、実践運動を地域の特性に応じて効果的に推進し、広くその展開を図るため、連区を単位とする実践運動の推進に必要な措置を講じることができる。

(各教区委員会の連携及び協力)

第20条 前条の規定により、教区委員会は、実践運動の推進実施にあたり、同一連区内の教区委員会と相互に連絡提携を図り、推進方法や情報の交換、共有など、常に協力して運営されるものとする。

第5章 補則

(所管部門)

第21条 実践運動の推進に関する事項は、重点プロジェクト推進室が所管する。

(宗達への委任)

第22条 この宗則の施行について必要な事項は、宗達で定める。

附 則

- 1 この宗則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 基幹運動推進委員会設置規程（平成14年宗則第14号。以下「旧規程」という。）は、廃止する。
- 3 この宗則施行の際現に廃止される旧規程に基づく基幹運動（門信徒会運動・同朋運動）推進体制のもとで協議し、又は推進中の事項及びその成果等については、すべてこの宗則による「御同朋の社会をめざす運動」の推進体制又は組織規程に基づく経常部門で、これを引き継ぐものとする。
- 4 総局は、この宗則に基づく所掌事項の事務引継、宗達及び区令の制定、「御同朋の社会をめざす運動」の推進体制の組織その他の経過措置については、この宗則施行の日にかかわらず、あらかじめ必要な準備措置を行うことができる。

附 則（平成26・3・21－宗則7号）

この宗則は、発布の日から施行する。

附 則（平成27・3・24－宗則6号）

この宗則は、発布の日から施行する。

附 則（平成27・11・10－宗則11号）

この宗則は、発布の日から施行する。

「御同朋の社会をめざす運動」の実践に関する宗則施行条例

〔平成24年3月7日〕
宗達第1号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 中央委員会（第2条・第3条）
- 第3章 教区委員会（第4条—第7条）
- 第4章 組委員会（第8条・第9条）
- 第5章 連区の実践運動（第10条—第12条）
- 第6章 補則（第13条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 「御同朋の社会をめざす運動」の実践に関する宗則（平成24年宗則第14号。以下「宗則」という。）の施行について必要な事項は、この宗達の定めるところによる。

第2章 中央委員会

（職務）

第2条 宗則第3章第1節の規定による「御同朋の社会をめざす運動」中央委員会（以下「中央委員会」という。）は、同宗則第6条の所掌事項について協議し、実践運動を推進するものとする。

（組織基準）

第3条 宗則第7条第2項の規定による中央委員会委員の組織基準については、概ね次の各号に定めるところによる。

一 宗務機関を代表する者

- イ 本山の執行長が本山寺務所員のうちから指名する者
- ロ 直轄寺院の宗務長が当該直轄寺院の職員のうちから指名する者
- ハ 総長がすべての直属寺院の輪番及び主管のうちから指名する者
- ニ 総長が全教区及び沖縄県宗務特別区（以下「沖縄特区」という。）の教務所長及び沖縄県宗務事務所長のうちから指名する者
- ホ 総長が教区会議長のうちから指名する者
- ヘ 総長が組長のうちから指名する者

二 宗門関係団体を代表する者

- イ 総長が学事規程（平成24年宗則第10号）に基づく龍谷総合学園の関係者のうちから指名する者
- ロ 総長が所属団体規程（昭和22年宗則第22号）その他の諸規則に基づく所属団体、社会事業団体、連盟体及び会議体の関係者のうちから指名する者

三 教区委員会を代表する者

イ 「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会（以下「教区委員会」という。）において、それぞれ選出された者

ロ 「御同朋の社会をめざす運動」沖縄特区委員会（以下「特区委員会」という。）において選出された者

2 総長は、実践運動の理念を踏まえ、全員参画の運動の実現を図るため、中央委員会委員の組織構成については、特に配慮しなければならない。

第3章 教区委員会

（教区委員会の職務）

第4条 宗則第3章第2節の教区委員会は、同宗則第12条の所掌事項について協議し、教区における実践運動を推進するものとする。

2 教区委員会の名称は、「『御同朋の社会をめざす運動』〇〇教区委員会」とする。

（区令の制定）

第5条 教区委員会は、概ね次の各号に掲げる事項を区令で定めるものとする。

一 委員の資格、選任方法及び定数に関する事。この場合において、委員の資格については、中央委員会委員に準じて定めることを例とする。

二 委員長及び副委員長に関する事。

三 常任委員会を設置する場合には、その旨を規定する事。

四 運営経費及び運営方法に関する事。

五 前各号のほか、必要な事。

2 前項の区令は、あらかじめ所務部＜法制・訟務・契約事務担当＞の事前審査を経て、総局の承認を得なければならない。

（委員長代行の指名）

第6条 委員長は、宗則第14条第3項の規定による副委員長のうちから1人を、あらかじめ委員長代行として指名することができる。

（特区委員会）

第7条 第4条から前条までの規定は、特区委員会について、準用する。

第4章 組委員会

（組委員会）

第8条 宗則第3章第3節の「御同朋の社会をめざす運動」組委員会（以下「組委員会」という。）は、教区委員会と密接に連携し、組における実践運動の推進と必要な協議を行い、実動するものとする。

（組織・運営基準）

第9条 組委員会の組織、運営その他必要な事項については、当該教区の教区委員会に関する区令に準じ、組会の議決を経てこれを定めるものとする。この場合において、組委員会の委員長及び副委員長の委嘱については、教務所長がこれを行うものとする。

2 教務所長は、当該教区の教区委員会及び関係機関との協議を経て、組委員会の統一的な

組織基準を作成することができる。

- 3 前項の組織基準を作成した場合においては、教務所長は、総局に届出るものとする。

第5章 連区の実践運動

(連区協議会)

第10条 宗則第4章の規定により、連区における連絡提携及び情報交換、共有などを図り、実践運動を効果的に推進するため、各連区に協議会（以下「連区協議会」という。）を設ける。

(組織)

第11条 連区協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

- 2 会長は、連区の編成に関する条例（平成15年宗達第8号）第3条の規定による連区長をもって充て、連区協議会を主宰し、会務を統理する。
- 3 委員は、連区内の教区委員会委員長及び副委員長をもって充て、必要な事項について協議する。この場合において、教務所長が教区委員会委員長でないときは、教務所長は委員となることができる。
- 4 会長は、連区協議会を設置し、又は招集したときは、その組織及び協議結果について、総局に報告しなければならない。

(事務局)

第12条 連区協議会に事務局を置き、会長たる教務所長の教務所に置き、その事務を担当処理する。

第6章 補則

(補則)

第13条 この宗達に規定するもののほか、実践運動の推進及びその推進体制について必要な事項は、総長が中央委員会に諮って決める。

附 則

- 1 この宗達は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 基幹運動推進委員会設置規程施行条例（平成15年宗達第3号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
- 3 この宗達施行の際現に廃止される旧条例に基づく教区、沖縄特区及び組の基幹運動推進体制のもとで協議し、又は推進中の事項及びその成果については、この宗達による教区委員会、特区委員会及び組委員会が引き継ぐものとする。
- 4 本則第3章の規定にかかわらず、教務所長は、教区委員会の組織運営等に関する区令を制定するまでの間、あらかじめ必要な措置を講じることができるものとし、組委員会についても、また同様とする。

「御同朋の社会をめざす運動」兵庫教区委員会設置規則

(趣旨)

第1条 「御同朋の社会をめざす運動」の実践に関する宗則（平成24年宗則第14号）及び「御同朋の社会をめざす運動」の実践に関する宗則施行条例（平成24年宗達第1号）に基づき、兵庫教区における「御同朋の社会をめざす運動」（以下「実践運動」という。）を推進するために必要な事項は、この区令の定めるところによる。

(設置)

第2条 兵庫教区における実践運動を推進するため、「御同朋の社会をめざす運動」兵庫教区委員会（以下「教区委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 教区委員会は、次の各号に掲げる事項をつかさどる。

- 一 教区における実践運動の総合基本計画（以下「総合計画」という。）及び重点プロジェクト推進計画（以下「推進計画」という。）について協議すること。
- 二 教区における総合計画及び推進計画を実践し、その成果を点検・総括すること。
- 三 実践運動に関して総局が決定した事項を推進実施すること。
- 四 「御同朋の社会をめざす運動」組委員会（以下「組委員会」という。）その他教区内から実践運動に関して提起された意見、課題等について協議すること。
- 五 実践運動の推進について、「御同朋の社会をめざす運動」中央委員会（以下「中央委員会」という。）に意見具申すること。
- 六 組委員会との連絡調整及び指導に関すること。
- 七 前各号のほか、必要なこと。

(組織)

第4条 教区委員会は、委員50人以内で組織する。

- 2 委員は、教区内の宗務機関、関係団体及び組委員会を代表する者について、教務所長の進達によって、総長が委嘱する。
- 3 前項のほか、教務所長は、特に必要があるときは、学識経験のある者について、委員の委嘱を進達することができる。
- 4 委員の任期は、2会計年度とし、再任されることができる。但し、継続して3期以上再任されることはできない。
- 5 教務所長は、教区委員会の組織に当っては、実践運動の理念に基づく全員参加の運動を実現するため、その委員構成に配慮するものとする。

(委員の再任についての特例)

第4条の2 前条の4項但書の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、教務所長の進達により総長の承認を得て、委員の再任について措置することができるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 教区委員会に、委員長1人及び副委員長2人を置く。

2 委員長は、教務所長又は委員の互選した者をもって充て、会務を統理する。

3 副委員長は、委員のうちから教務所長が推薦する者及び委員の互選した者について、総長が委嘱し、委員長を助け、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。この場合において、委員長は、あらかじめ副委員長のうち1人を委員長代行に指名することができる。

(常任委員会)

第6条 教区委員会に、必要により、常任委員会を置くことができる。

2 常任委員会は、委員長及び副委員長、並びに委員のうちから教務所長が指名する6人以上10人以内の常任委員で組織する。

3 常任委員会は、教区委員会が委任した事項その他必要な事項について、調査、審議する。

(招集)

第7条 教区委員会及び常任委員会は、教務所長が招集する。

(連区の実践運動)

第8条 教区委員会は、実践運動の推進に当り、同一連区内の教区委員会と相互に連携を図り、推進方法や情報の交換、共有など、常に協力して運営するものとする。

(経費)

第9条 教区委員会の運営に必要な経費は、宗派の助成金、教区費その他の収入をもって充て、毎年度教区予算に計上しなければならない。

(補則)

第10条 この区令の施行について必要な事項は、教務所長が教区委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この区令は、平成24年4月1日から施行する。

(従前の区令の廃止)

2 兵庫教区基幹運動推進委員会設置規則（平成15年区令第1号。以下「旧区令」という。）は、廃止する。

(成果等の引継)

3 この区令施行の際現に廃止される旧区令に基づく兵庫教区基幹運動推進委員会のもとで協議し、又は推進中の事項及びその成果については、この区令による教区委員会が、これを引き継ぐものとする

4 この区令は、教区会の議決を得た日（平成30年3月26日）

兵庫教区子ども・若者ご縁づくり推進委員会設置規約

(設置)

第1条 キッズサンガの理念を基盤とした発展的施策を検討するとともに、子ども・若者を対象とした教化にかかる具体的方策を図るため、兵庫教区子ども・若者ご縁づくり推進委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項をつかさどる。

- 一 子ども・若者ご縁づくりの展開にかかる推進方途の策定に関する事。
- 二 子ども・若者ご縁づくりにかかる調査、研究及び情報発信に関する事。
- 三 教区子ども・若者ご縁づくり連絡協議会の方向性の検討及び運営に関する事。
- 四 教区内の各組・各寺院の取り組み支援並びにサポーターの研修及び支援に関する事。
- 五 前各号のほか、必要な事。

(教区マネージャー)

第3条 教区に、「ご縁づくり」活動の推進に当るため、教区マネージャー若干人を置く。

- 2 教区マネージャーは、専門的知識を有する者のうちから、教務所長が委嘱する。
- 3 教区マネージャーの任期は、2会計年度とし、再任されることができる。但し、補欠による者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 教務所長は教区マネージャーを委嘱したときは、速やかに総局に報告しなければならない。

(サポーター)

第4条 各組に、「ご縁づくり」活動の推進に当るため、サポーター若干人を置く。

- 2 サポーターは、組内の僧侶・寺族もしくは門信徒のうちから、組長の推薦をもって選出する。
- 3 サポーターの任期は、4年とし再任されることができる。但し、補欠による者の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員若干人で組織する。

- 一 教務所長
- 二 教区マネージャー
- 三 青年教化指導員 若干人
- 四 「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会委員 若干人

五 教化団体関係者 若干人

六 学識経験者 若干人

2 前項第3号から第6号までの委員は、教務所長が委嘱する

3 委員の任期は、2会計年度とし、再任されることができる。但し、補欠による者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長・副委員長は、委員の中から教務所長が指名し、委員会を代表し、会務を統理する。

3 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(部会)

第7条 委員会に、その所掌事項を分担処理するため、部会を置くことができる。

2 部会の設置及び組織などについては、委員長が委員会に諮って決める。

(招集)

第8条 委員会は、教務所長が招集する。

(意見の聴取)

第9条 委員会及び部会は、必要に応じて、専門的知識を有する者、学識経験のある者その他の関係者を招致し、意見を聴取することができる。

(宗派子ども・若者ご縁づくり推進委員会への報告)

第10条 委員会が実施した事項について、宗派子ども・若者ご縁づくり推進委員会へ報告するものとする。

(経費)

第11条 委員会の運営に必要な経費は、教区会計をもって措置する。

(補則)

第12条 この規約の施行に必要な事項は、教務所長が委員会に諮って決める。

附 則

1 この規約は、平成28年6月8日から施行する。

2 教務所長は、前項の規約にかかわらず、あらかじめ必要な準備措置を講じることができるものとする。